

第 2 号

3月17日（火）

## 平成27年第1回氷川町議会定例会会議録（第2号）

平成27年3月17日

午前10時00分開議

於 議場

### 1. 議事日程（第2日目）

日程第1 一般質問

### 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 河 口 涼 一	2番 清 田 一 敏
3番 長 尾 憲二郎	4番 上 田 俊 孝
5番 江 寄 悟	6番 三 浦 賢 治
7番 松 田 達 之	8番 片 山 裕 治
9番 米 村 洋	10番 笠 原 良 一
11番 上 田 健 一	12番 永 田 義 昭

### 4. 欠席議員はなし。

### 5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 野 田 俊 明 書 記 河 野 香 織

### 6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣	副 町 長 平 逸 郎
教 育 長 太 田 篤 洋	総 務 課 長 陳 野 信 次
企画財政課長 森 田 寿 也	税 務 課 長 岩 本 博 美
町民環境課長 中 島 正	健康福祉課長 山 下 剛
農業振興課長 尾 村 幸 俊	農地整備課長 前 田 昭 雄
建設下水道課長 前 崎 誠	総務振興課長 木 本 栄 一
商工観光課長 西 田 美 子	会 計 管 理 者 濤 岡 美 智 代
学校教育課長 稲 田 和 也	生涯学習課長 沖 村 眞 一
農業委員会事務局長 草 野 信 一	

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（永田義昭君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。なお、発言者において、項目ごとの質問が終わるときは、その旨を申し出てください。

6番、三浦議員の発言を許します。三浦議員。

○6番（三浦賢治君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長よりご指名をいただきました6番議員の三浦でございます。一般質問の本日トップとして機会を与えていただきまして、大変栄光に思います。よろしく願いいたします。

今月の9日の熊日紙面で、食の関連産業で地域の活性化ということで、県南フードバレー構想が掲載されていまして。県南地域の資源である豊かな農林水産物を活かし、食関連の企業や研究機関を集めて地域の活性化を図るということで、八代市、芦北町、水俣市などが食品関連企業の誘致や企業の農業参入の状況を掲載されています。このように、今後は町の情報を発信することが重要になってくると思います。特に、熊日紙面のローカルワイド県南版の部分では、芦北町やあさぎり町などが町の話題を提供され、地域の活性化につながっています。氷川町の話題はほとんどありません。氷川町ももう少しメディアを活用して町の情報を発信していくことで氷川町の認知度も上がり、衰退した農業に活力が生まれてくるのではないかと考えていますので、ぜひともメディアを活用していただき、氷川町をアピールしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

さて、私の一般質問は、社会福祉協議会の竜北福祉センターと宮原福祉センターの統合について質問いたします。平成の大合併から10年を経過し、各市町村では今公共施設を解体か存続か、存続すれば耐震性の問題、それと保育所の民営化、財政の健全化など緊急の課題が山積みしています。これらは、みんな財源に絡んでくると思われます。厳しい財政改革を乗り切ることが重要課題となっています。

そこで、町長が改革に取り組む熱意や決断が必要とされる時代に来ています。皆様もご存じのことと思いますが、歴代の改革の三本の指に入ると言われています江戸時代の君主の、名君と言われている米沢藩9代藩主、上杉鷹山であります。上杉鷹山は、江戸からはるか離れた地方の藩主として、再建不能と言われるまでに破たんした藩財政を立て直した人で、現在でもその政経の手綱は高く評価され、多くの著名人の方々が経営哲学を尊敬されています。やはり改革を進めるには痛みも伴い

ますが、それに負けない信念と決断が必要ではないかと思えます。今回、改革の一つとして社会福祉法人氷川町社会福祉協議会の竜北福祉センターと宮原福祉センターの統合についてお伺いいたします。

それでは、通告に従いまして、まず最初に（ア）についてご質問いたします。地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指して、さまざまな事業活動が行われております。宮原福祉センターでは、現在どのような事業が行われていますか。また、合併の際に協議会では社協の取扱いについて、どのような協議が行われましたか、答弁お願いいたします。

次に、（イ）について、健康弱者の方が可能な限り自立した日常生活ができるように、デイサービス事業、訪問介護事業、地域包括センター事業が行われていますが、「介護保険」と「受託者分」があります。どのような事業内容か、民間の介護施設で介護サービス事業があります事業内容は同じか、答弁願います。

次に、（ウ）について、健康増進と心の癒しを求めて、竜北社会福祉センターと宮原センターで入浴サービス事業が行われています。近隣の小川町や東陽、千丁に入浴サービスができ、利用者の減少などで経営状態は厳しいものと思われます。現在の状況で、費用対効果はあるのかお伺いいたします。

最後に、（エ）について説明します。経営の合理化を図るため、竜北社会福祉センターと宮原福祉センターを統合する改革はあるのか。それと、介護事業をどう考えているのか。今、民間企業が介護事業に参入している企業が多くあり、民営化に移行することはできないのか。町長の見解をお聞きいたします。

以上で私の一般質問の趣旨説明を終わります。執行部におかれましては、簡潔明朗な答弁をいただきますよう、よろしくお伺いいたします。

○議長（永田義昭君） 三浦議員の質問事項、氷川町社会福祉協議会の竜北福祉センターと宮原福祉センターの統合についての（ア）から（エ）までの答弁を求めます。

○健康福祉課長（山下 剛君） まず、（ア）のご質問でございますけれども、宮原福祉センターでは、現在どのような事業が行われていますかとのご質問でございます。

社会福祉協議会が取り組まれております介護保険事業の中で、宮原福祉センターにデイサービス宮原とヘルパーステーション氷川の事業所が置かれています。

デイサービス宮原は、竜北福祉センターにあるデイサービス竜北と同様に、介護保険事業であるデイサービス事業と町の委託事業の生き甲斐対応型デイサービス事業に取り組まれています。

ヘルパーステーション氷川は、利用者が可能な限り自立したその人らしい日常生活を営むことができるよう、身体介護、生活援助などの必要なサービスを提供する介護保険事業の居宅介護等事業や障がい者のホームヘルプ事業に取り組まれています。

す。また、介護予防事業として、健康器具を使ったフリートレーニング事業に利用しています。

次に、合併の際に協議会では社協の取扱いについて、どのような協議が行われたかというご質問でございます。平成17年10月の2町合併に係る町の合併協議会において、公共的団体等の取扱いについての協議の中で、「公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、原則として合併時に統合するものとする」とされ、社会福祉協議会について、2町の世界福祉協議会は、合併時に統合するという調整方針が出され、2町合併と同時に合併されております。

続きまして、(イ)のご質問についてお答えをいたします。まず、デイサービス事業、訪問介護事業、地域包括支援センター事業の内容についてご説明いたします。介護保健事業でのデイサービス事業は、送迎による施設での食事や入浴、レクリエーションなどの自立支援に係るサービスの提供があり、町からの受託分として介護保険制度開始以前から利用され、介護認定を受けられていない方への生き甲斐デイサービス事業があります。訪問介護事業では、利用者が可能な限り自立したその人らしい日常生活を営むことができるよう、居宅での身体介護、生活援助等の必要なサービスを提供するものです。地域包括支援センターは、介護保険法に基づき氷川町包括的支援事業実施に関する委託について契約しております。事業は、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務です。なお、民間の介護施設で実施されていますデイサービス事業や訪問介護事業も介護保険法に基づくサービス提供であり、事業内容は同じでございます。

続きまして、(ウ)のご質問についてお答えをいたします。竜北社会福祉センターと宮原福祉センターで行っております施設利用について、現在の状況を申し上げます。利用者数は年々減少傾向にあり、平成18年度と比較して平成25年度の竜北福祉センター入浴利用者数は1万4,082人減の5万1,834人、同じく宮原福祉センターは1万1,321人減の1万2,442人となっております。総経費で比較しますと、平成25年度の竜北福祉センターの収入は1,664万3,129円に対し、支出合計は5,120万5,673円。宮原福祉センターの収入は250万7,950円に対し、支出合計は1,495万6,551円となっております。決算上は大幅な赤字となっておりますが、福祉センターはその設置目的として、地域住民の福祉の増進及び交流の場、高齢者の生き甲斐と健康づくりを支援し、介護予防の推進を図ることを目的として設置されたものでございます。費用対効果としましては、地域福祉の増進を図る施設として活用されており、効果があるものと考えておりますが、赤字の幅が大きく、今ある施設の利用促進を図っていきたいと考えて

おります。

以上で、答弁を終わります。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 三浦議員の（エ）の質問につきまして、お答えをいたしたいと思っております。竜北福祉センターと宮原福祉センターの統合についてのお尋ねであったと思いますし、それぞれ介護保険事業等々の今後のあり方についてのお尋ねだったと思っております。

ただいま課長からも少しサービスにつきましては触れたかと思っておりますけれども、デイサービス事業につきましては、今2カ所で行っております。そこには当然社協の職員を配置して何かしら提供しているわけですが、そのことにつきましては、社協のほうでも、これまで議論を重ねてまいりました。事業の見直し、それから財政再建という部分から、ここ2年間ぐらい社協の中でそれぞれ第三者も交えて検討を重ねてまいりました。デイサービスにつきましては、その方向性としては、来年度、平成28年度から統合して1カ所でサービスを提供してはどうかという提言がなされておまして、それを受けまして、今後どうするかという判断をしていかなければならないと思っております。

また、その他の介護事業につきましても、今民間の施設が増えてまいりました。そのサービスの提供をする事業所もたくさんあるわけですが、その中で社会福祉協議会がどこまでその事業を担っていくのか、担わなければならないのかという部分をやはり精査をする時期に来ているのかなと思っております。民間でできることはしっかり民間でやっていただく。しかし社協でなければならない、そういった介護保険事業もあるかと思っておりますので、そういった部分につきましては、しっかりと社協がその役割を担っていくという住み分けをしてまいりたいと思っております。そういった事業のまずは住み分け、見直しを今進めているところでありまして、その事業の再編状況を見ましたうえで、その施設の統合、あるいは事業所の統合という部分が議論されてくるのかなと思っております。

いずれにいたしましても、我が町には福祉センターが2カ所あるわけですが、じゃあ1カ所のサービスに統合した場合、残りの1カ所をどう使っていくのかということもしっかり考えていかなければなりません。そういった意味で、平成27年度におきまして、公共施設の管理運営計画を作ることといたしております。予算計上もさせていただいておりますけれども、そういった中でしっかりと議論を進めてまいりたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 三浦議員。

○6番（三浦賢治君） ただいま山下課長、また町長、答弁ありがとうございました。

今、町長の聞いた話では、来年度統合に向けてしっかりと協議をしていくという話でございました。山下課長に一つお伺いしたいと思いますが、(ア)の部分で、平成17年10月に2町合併時に協議会において合併時に統合されましたが、その後竜北福祉センター、宮原社協センターの統合について協議をされておりますか。

それと、合併協議の中で、社協については竜北社会福祉協議会、宮原町社会福祉協議会は合併当時に統合するとこの話し合いの中では示されておりますけれども、これはあくまでも社協が合併して、今の事業所はまだ統合するという話までは至っていませんでしたということですね。それでいいですか。

○議長(永田義昭君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(山下 剛君) 氷川町社会福祉協議会におかれましては、平成17年10月に合併をされまして、事業の見直しをその協議会の中でされました。翌年4月にケアマネジメント竜北と宮原が事業所統合ということで、ケアマネジメント氷川として竜北福祉センターに置かれておりますし、5月にはヘルパーステーション竜北と宮原が事業所統合されまして、ヘルパーステーション氷川として宮原福祉センターに置かれています。デイサービス事業につきましては、そのまま竜北、宮原の事業所に置かれています。

以上です。

○議長(永田義昭君) 三浦議員。

○6番(三浦賢治君) (ア)については、私も資料なり勉強しまして、その後は協議もされていないと、私はそう思っているわけですので、それはもうそれとしていいので、次に(イ)にまいりたいと思います。

介護保険事業の中で、通常介護事業はデイサービス宮原、それにデイサービス竜北事業所に契約者は何名おられますか。

○議長(永田義昭君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(山下 剛君) 契約者は何名かということでございますが、平成25年度末の実績でございますけれども、デイサービス宮原では25名、デイサービス竜北では23名となっております。

以上です。

○議長(永田義昭君) 三浦議員。

○6番(三浦賢治君) 生き甲斐対応型デイサービス事業、町受託事業について、デイサービス宮原・竜北に何名おられますか。この町受託分というのは、デイサービスにいられて、その人の分だけを町が払われるんですか、どうですか。

○議長(永田義昭君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(山下 剛君) 生き甲斐対応型のデイサービス事業につきましては、

介護保険事業ではなく町の委託事業となっております。ただ、サービスの内容につきましては、介護保険の対象になられてデイサービスを利用される方々と内容は一緒でございます。そして、登録者数といいますか、数字でございますけれども、デイサービス宮原に4名、竜北に1名、生き甲斐対応型のデイサービス事業を受けられておられます。

内容につきましては、これは平成12年に介護保険制度が始まりまして、介護保険法に基づくデイサービスが開始されましたけれども、それ以前までデイサービス事業というのはあったわけで、それを利用されていた方々につきまして、継続して使っていただくということで現在まで来ておりますけれども、新規の方については受け入れておりません。介護保険に適用になられたら、そちらのほうでご負担をいただくと。この生き甲斐デイサービスにつきましては、1回当たり800円のご負担はいただいております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 三浦議員。

○6番（三浦賢治君） それから総合相談支援事業として、福祉や医療、認知の相談などがあると思いますが、大体私の聞いておる範囲内では、非常によく相談に乗ってくれるという非常に良い評判を持っておりますが、大体、年間あたりでも結構ですけども、どれくらいの相談があるのか。その中で、福祉・医療・認知症という相談の中で、何が一番多く相談があるかがわかられば教えていただきたいと思います。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 総合相談支援事業というものでございますが、こちら地域包括支援センターで行っておる分でございますけれども、相談件数につきましては、平成25年度の実績で延べ3,297件ございました。そのうち、認知症に関するご相談が多く、638件となっております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 三浦議員。

○6番（三浦賢治君） この総合相談支援事業として福祉や医療、認知症の相談が3,000件以上あるということは、その中の認知症635件ですか、あるちゅうことは、大変高齢化が進んでいるんじゃないかなと思っておりますけれども、これはしっかりと取り組んでいていただきたいと思います。

（ウ）についてですが、私はこの（ウ）について一般質問をしたのは、本来ならば社会福祉協議会のことですので、なかなか役場と直接の関わりはないと思いましたが、この入浴については一般財源が投入されているわけですね。先ほど課長が説明の中でも、非常に客数が減少しているという説明もありましたけども、



今現在、竜北福祉センター、宮原福祉センターで入浴事業が行われていますが、入浴者数は竜北、宮原で町内、町外の利用者数は把握されておりますか。結局は氷川町の人入浴、それと一般から来られる、町外から来られる方入浴の把握はできておりますか。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 入浴者数といいますか、お答えしたいと思うんですけども、平成25年度の入浴者数ですけれども、竜北福祉センターが5万1,834名、宮原福祉センターは1万2,442名となっております。お尋ねの町内・町外の方の利用者数というものは、すみません、把握をしておりません。

以上です。

○議長（永田義昭君） 三浦議員。

○6番（三浦賢治君） これが一番問題なんです。私もたまにはこの竜北の福祉センターに入浴に行きますけども、ほとんどの方が町民の方ではないんです。ほとんど町外の方が多くいます。なぜ私にわかるかといえば、行けばわかります。町内の方は1日何名かです、来られるのは。それでやっぱりどんなに高くても、この入浴というのは、一定の金額を決めれば高くても入るんです。私たちが小川、東陽行きますけれども、入るんですよ。もう少し、こういう料金、あとでまたお話ししますけれども、料金の値上げというのは、やっぱり必要じゃないかと思っております。このことについては、まだあとで出てきますのでまたしますけども。

それと、先ほど課長が言われましたように平成25年度で収入が1,664万3,129円ですね。支出が5,120万5,673円ですよ。もうここですでに赤字で言ったら変な話になりますけども、3,456万2,544円が赤字になるとるんですよ。それと、宮原が収入が250万7,950円に対して、支出は1,495万6,551円ですよ。これもやっぱり赤字幅が多い。もう少しやっぱり料金あたりを上げる必要があったんじゃないかなと思っております。そして平成27年度の予算として、竜北センター予算5,338万4,000円に対して、収入1,571万9,000円ですよ。ここでもう不足が3,765万5,000円発生してくるわけです。これは、恐らく当初予算ですので、まだ燃料が上がればまた6月、9月、12月中補正を組まなくちゃいけないようになります。今油はどんどんまた上がりよりも。やっぱり宮原も一緒なんですよ。収入279万円に対して、支出が1,623万2,000円。これもまた問題。宮原は今200円ですよ。200円でお風呂なんかに入られるところはどこもありませんよね、今行っても。やっぱりこういうことをもう少ししっかりと取り組んで、この当初予算組まれる中で議論をしていくべきだったんじゃないかなと私は思っておりますけども、こういう不足金額が

出てくるということは、ただ全課長さんたちが真剣にこの予算編成をするとき、課長が予算編成をするとき、みんなと一緒にあって、これはおかしいじゃないですかっていうことをみんなで話して副町長なり町長なりに強く求めて値上げしましょうやとか、いろんな協議をしていかないと、いつまで経ってもこの改革はできませんよ、本当に。やっぱり町長を支えるということは職員の課長さん、この氷川町の職員の方がみんなが支えてやって、町長これはだめですよ、これはこうしましょうと言ってやれば、町長も副町長もああ、そぎゃんかいねってなるかもしれせんけど、ただ町長が言われるのを待っていても、この氷川町はよくなりませんよ、はっきり言って。私はいつもそう思っております。自分の担当課の部署のことだけを一生懸命すればいいという問題じゃありません。みんな一丸となって、改革するところは改革するようにしていかなければならないと思っておりますので。

そこで私は、今デイサービスがありありますけど、このデイサービスは、やっぱり健康増進のために続けにやいかん、お風呂も続けにやいかん、だけど、やっぱりこういうことを、赤字を解消するためには今の一般入浴の廃止あたりも検討されたらどうですか、課長。この入浴について、なかなか廃止しますということはいわれなと思いますけども、そこら辺のところ、考え方があれば、課長の答弁をお願いします。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 廃止してはどうかというようなご質問なんでございますが、2町合併によりまして、そのまま2つの福祉施設を維持管理してきているわけですけれども、議員ご指摘のとおり利用者数の減少もあって、経費に見合う収入はあっていないのが現状でございます。地域住民の福祉の増進を目的とした施設であります、その維持管理につきましては、公設民営も視野に入れて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 三浦議員。

○6番（三浦賢治君） 今、課長より、民営化も視野に入れて検討していくという答弁をいただきまして、今から、その協議をされていくと思っておりますので、この入浴については、しっかりと全課長さん、協議をしていっていただきたいと思います。

それと、今燃料代なんですけども、収入よりも灯油代が高いですよね。竜北センターの灯油、宮原の重油、非常に収入よりも灯油代が高いということはちょっと疑問にも思いますけれども、これはもう燃料の油値上がりによるものだと思いますけれども、今は平成27年度当初予算で石油店からこの灯油、重油の価格見積りをとっておられると思いますが、何業者から見積りをいただいておりますか。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 燃料の見積りについてですけれども、竜北福祉センターは2社でございます。宮原福祉センターは町内1社となっております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 三浦議員。

○6番（三浦賢治君） 今課長の答弁では、竜北センターのほうが2社、宮原センターのほうが1社と今答弁をされましたけども、私が調べたところでは、石油屋さんは大体5社ぐらいおられるんじゃないかなと思います。外資系の油屋さんが2社おられまして、この竜北に入れられる業者さん、宮原に入れられる業者さん、これは地元事業者の育成ということも考えておられるんじゃないかなと思いますけども、この竜北の燃料を入れられる2社というのは、恐らく2社で入れられてるということは半年ずつだろうと思うんですね。すと、私たちから見れば独占企業としか見えないうんですね。半年間なら半年間で切り替わっていきますので、独占企業じゃないかなと思いますし、宮原の重油については、もうこれは誠に独占企業と一緒にです。見積りも1社しかとっておられないということで、やっぱり改めるところは改めて、どんなに外資系だろうが見積りあたりはピシッととって、するべきじゃないかなと思っておるところでございます。だけど、大きい油屋さんになれば、やっぱり燃料の価格の変化で高くなったり安くなったりするのは地元の業者さんも同じとは思いますが、これから見れば、あまりにも独占企業みたいなやり方じゃないかなと思いますので、今後この燃料についても、やっぱり外資系の油屋さんも固定資産を氷川町に払っておられますので、そこら辺も視野に入れて、しっかりこれから検討を進めていっていただきたいと思います。

次に、先ほども入浴の話をしてしましたが、今入浴使用料は、とにかく今竜北福祉センターでは65歳以上が250円ですね。そと、町外が300円ですよ。ぼってん、この300円というのは町外の方も町内の方ももうわかりません、はっきり言って。入場券を切って受付けの方がおられます。お宅は町内ですか、町外ですかということも聞かれないと思います。確かにですね。それで、こういうやつも、町内・町外問わず500円は500円というような設定をしていけば、あと250円アップしますので、幾分かプラスになるんじゃないかなと思います。ここで、平成27年度編成、この燃料代とかいろいろ編成に対して値上げの協議をされましたか。課長にお伺いいたします。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 入浴料金使用料等についての検討をしましたかというご質問でございますけれども、平成27年度の予算編成に際して、値上げの協議が

なされたかということですが、当初予算の編成時には値上げの検討はいたしておりません。平成26年4月から消費税が8%となるにあたりまして、公共施設の使用料について検討を行っております。そして、消費税10%の段階で検討する予定ということで、現在据え置きの状態であります。

以上です。

○議長（永田義昭君） 三浦議員。

○6番（三浦賢治君） 据え置きの状態、協議はされていないというお話でございましたが、この件について、料金とはちょっとかけ離れるかもしれませんが、先ほど課長にお尋ねすればよかったですけど、同じやつですので、ちょっとお話をしたいと思いますが。今現在、デイサービス、先ほど契約者も言われましたけど、大体竜北センターが多くて20人の契約に対して13名ぐらいらしいです。そすと宮原についてはもう少し減りますというお話がありました。私これはもう朝からちよつと行って勉強をさせていただきましたけども、このデイサービス、一般入浴でありますけど、このデイサービスにはお湯はつきものですよ。これがないと何もできませんよね。やっぱり、今ここで13名ぐらい、それと宮原で10名ぐらいでしょうということで23名。23名、ここで10名、13名ぐらい入れておられる。朝、8時半からボイラーが入る。ここのデイサービスは3時にはもう終わります。すと、一般入浴があれば夜の10時までボイラーを回さなきゃいけない。この一般入浴をやめて宮原と統合すれば、宮原の燃料代、管理費が浮いてくるんです。今の赤字分が全くなくなるんです。全くとは言いませんけども、なくなるんです。それで、デイサービスはこれはもうしなくてははいけません。ここでやってる以上はですね。それで、一般入浴をやめていただいて、デイサービスだけをすれば3時にはお湯沸すボイラーは止まるんです。そういうやつも視野に入れて、やっぱり考えるべきじゃないかなと思います。課長さんたちも社会福祉協議会とはかけ離れておりますので、部署が違いますので、その点はなかなか難しいところもあると思いますけども、やっぱり一般財源が投入されている以上は、そこまでしっかり考えてやっていただきたいなと思います。これから課長、どうですか、そういう検討もしっかりとやっていただけますか。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 福祉センターを含めまして、公共施設の使用料金につきましては、適切な料金となるようしっかり協議してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（永田義昭君） 三浦議員。

○6番（三浦賢治君） 先ほども私は竜北センター、宮原センター、一般会計が使われ

ていますので、課長さんたちも真剣に、このことについてはしっかりと協議をしてもらいたいということを言いましたけども、再度、皆さんで協議をしていただきたいと思いますが、課長、どうですか。何遍もくどく言うようですけども、しっかりとこの件についてはいろんな課長会議あたりを利用してやっていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 先ほども申し上げましたとおり、今現在は据え置きというスタンスでありますけども、ご質問にもありましたとおり、大幅な赤字といえますか、収支のバランスが悪うございます。福祉目的ではございますけれども、福祉センターにつきましても料金等の設定につきましても検討していかなくてはいけないというものと私も考えております。ただ、公共施設料金につきましては、消費税等の値上げも予定されてるといふことなものですから、先ほど申し上げましたように、10%のときに再度考えましようということで現在はおりますけれども、先ほどの答弁と変わりませんが、しっかりと協議はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 三浦議員。

○6番（三浦賢治君） 最後に、町長にお願いなり要望をして終わりたいと思っております。先ほど町長答弁の中で、来年度、社会福祉協議会のほうでも統合ということを検討に入れているというような答弁でもございました。やっぱり、この改革というのはなかなか町長一人でもできない。やっぱり皆さんの後押しというか、みんなが一つになってやれば町長も非常にやりやすくなるんじゃないかと思えます。今後、この問題については、しっかりと協議をしていただいて、ぜひ、これを統合ということで一つの事業所として行われるようお願いをしておきたいと思えます。

最後に、町長の決意をお願いいたします。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 決意ということでございますけれども、先ほど冒頭申し上げましたとおり、まずは事務事業の見直しを進めているところでありまして、1カ所のできるサービスは1カ所で提供しようという方向性を今見出したところでございます。最終的に判断するのは町でございますので、判断はしてまいります。問題は施設の統合という話になりますと、またこれは別の話でございます。先ほど言いましたとおり、公共施設の今後どういった管理・運用をしていくのかという中で、しっかりと議論をなされるべきだろうと思っております。あわせて、先ほど入浴料金その他の話がございましたけども、これまでも随時検討はしてきてございますし、必要な改正は行ってきております。現在に至っているところでござ

いまして、何も協議をしてないということでもございませんし、先ほど言いましたとおり消費税アップのときも大いに議論をいたしましたけれども、やはり住民の皆様あたりの負担を考えて、10%に上がる段階でまた再度協議をしましょうという結論を出したわけでごいまして、いずれにいたしましても事務事業、それからこの施設の管理運営等に関連がある話でございますので、これからしっかりと協議をしてみたいと思っております。

○6番（三浦賢治君） ありがとうございます。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永田義昭君） 以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時51分

再開 午前10時58分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、8番、片山議員の発言を許します。片山議員。

○8番（片山裕治君） 皆さん、おはようございます。8番議員、片山裕治でございます。通告に従いまして、質問に入らせていただく前に、米村議会運営委員長並びに永田議長の許可をいただきましたので、第1項目目の氷川町総合型地域スポーツクラブについての質問を取り下げます。

早速、2項目について質問いたします。1項目、氷川町消防団の行方不明者捜索活動について。2月の行方不明者捜索では、故人には残念な結果になり、心よりご冥福をお祈りいたします。捜索活動におきましては、氷川警察署、氷川町、氷川町消防団、八代消防署、地域の方、延べ1,500名の捜索活動にご協力いただいたことに心強く思い、また心より感謝申し上げる次第であります。

さて、氷川町におきましては、行方不明者捜索に関する要綱は作成されていませんが、これを機に「氷川町行方不明者捜索に関する要綱」の作成を検討されたらどうでしょうか。

2項目、友好町との交流について。大空町との交流は、旧宮原町歯科医、尾上院長と東藻琴村牧場経営、厚海さんとのご縁がきっかけで、旧町村の交流が始まりました。両町村の合併後も氷川町、大空町が誕生したことから、平成18年7月、友好町提携の再調印され、現在中学校を対象としたふれ愛スタディ、青壮年の農業者育成交流、地元食材を活用し料理を通じた町民交流、また平成24年8月には、藤本町長と山下町長により友好町提携10周年を契機として、災害時相互応援協定が

締結されていますが、大空町との交流事業の効果と今後についてお尋ねいたします。

以上、2項目について答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（永田義昭君） 片山議員の質問事項が3項目ありましたが、1項目の取り下げの申し出がありました。よって、2項となりましたが、1項目ずつ行います。

質問事項2、氷川町消防団の行方不明者捜索についての答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 行方不明者捜索に関する要綱を作成したらどうかという提案でございます。現在、氷川町では行方不明者の捜索に関しましては、具体的な取扱いを規定いたします要綱等は定めておりません。捜索依頼がありましたときに、その都度関係者が集まりまして、対策を立てているところでございますが、捜索を依頼するほうもされるほうも、お互いが相手を理解いたしまして、組織的かつ安全に捜索活動ができますように要綱等の制定を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 片山議員。

○8番（片山裕治君） 消防団員の去年からですか、防災服ができて、活動がしやすく、見た目もよく、安心感もあり、消防活動服の導入は良かったと思います。そういった中で、現在の捜索活動における消防団員の報酬が一人当たり1日900円だそうですが、地域の方々のためとは申しましても、ボランティア活動で活動されていることにつきましては、仕事を休んでいただき、職場の皆さまのご協力とご理解をいただいていることには大変感謝を申し上げる次第でございます。しかしながら、団員の事故の場合の保険の整備はできているのか。また、1日中の捜索活動、夜の捜索活動において、食事の提供などの何らかの形でできないのか、お尋ねいたします。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 消防団員の活動に対します補償につきましては、公務災害補償という観点で、消防団員が消火・訓練等の消防団活動などで被りました負傷・疾病・障がい又は死亡などの身体的損害に対しまして、それを補償いたします公務災害補償責任共済、これに加入いたしております。

また、捜索活動時の食事の提供につきましてご質問がございましたけれども、捜索活動中の食事につきましては、ケースバイケースと考えております。捜索活動につきましては、消防活動の任務中ということで、その捜索の実施方法によりまして、必要な場合は準備するという形で対応いたしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（永田義昭君） 片山議員。

○8番（片山裕治君） 災害等におきましては、公務災害の保険などがあるそうですが、やはり捜索活動において1日中の協力とかいうのが必要になってきた場合に、今年に入りましては防災倉庫等の場所もできまして、備蓄の備品また、これから食料等の貯蓄なんかも始まると思います。そういった中で、それからまた地域も含めて、そういった食料等の配布なんかも考えていただきたいと思います。

それと、よろしければ健康福祉課長に一つお伺いしたいのですが、町内の一人暮らし、認知症の方を先ほども議題に出ましたけれども、把握されてると思いますが、その方々への指導、対策は何か考えられているのかお尋ねいたします。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 対応策ということでございますけれども、氷川町では認知症について理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する人づくりを目的に、認知症サポーター養成講座というのを行っております。認知症になった人や家族の気持ちを理解するように努め、またその知識を広めていただくようにしております。これまで養成講座開催回数が30回を数えております。1,143名の方にサポーターとなっていただいております。認知症サポーターには認知症の人を支援しますという意志を示す目印のオレンジリングというのを配布して普及に努めていただいております。

今後の取り組みとしまして、小中学校でのサポーター養成講座やサポーター養成の講師役となるキャラバンメイト養成研修の開催、あと広報誌等での認知症の正しい理解のための普及啓発に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 片山議員。

○8番（片山裕治君） ありがとうございます。オレンジリング、サポーターですか、こういったものをしっかり進められていただきたいと思います。また、一人暮らし、認知症の方については今まで以上に把握され、事故予防事業の充実を健康福祉課長にはお願いし、総務課長におかれましては、行方不明者捜索活動に関する要綱も検討していただくということです。これからまた消防団長、団員の意見などを十分に聞かれ、消防団の環境整備と今後においては活動が充実するための、早急に要項の検討をしていただきたいと思います。それをお願いしまして、次の2項目に入らせていただきます。

○議長（永田義昭君） 次に、質問事項の3、友好町との交流についての答弁を求めます。総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） 続きまして、友好町との交流について。大空町との交流事業の効果と今後について、どう考えているかということのお尋ねについてお答



えしたいと思います。

大空町とは、旧宮原町時代の平成5年から交流が始まっております。平成14年に友好町の提携を行い、平成24年度には提携10周年の記念事業を挙げてまいりました。交流内容の主なものといたしましては、人の交流として、中学生を対象にホームステイなどを通して交流を深めるふれ愛スタディ、東藻琴高校の農業体験研修の受け入れなどがあります。また、先日の友好町提携10周年を契機といたしまして、毎年テーマを設けた交流をはじめ、昨年度は青年農業者の交流、今年度は食を通じた交流を実施しております。

物の交流としまして、イベント時における物産品の交換、両町道の駅での物産品の販売等が行われております。また、災害時相互応援協定も平成24年度に締結しており、人や物にとどまらず様々な分野での交流を続けているところであります。遠く離れた町を知ることを通して、自分の町を見つめ直すきっかけを得ることは友好町交流のメリットの一つであると言えます。また、子どもたちが普段の生活では感じるできない北海道という土地の文化や環境に触れる貴重な機会の提供にもつながっております。

交流を通して子どもたちの人材育成はもとより、お互いの町の発展に寄与するような、また多くの人にその交流の意義を体験していただけるような交流を今後も継続していきたいと考えております。

○議長（永田義昭君） 片山議員。

○8番（片山裕治君） ありがとうございます。今説明していただいた氷川町と大空町の間での交流事業は、学校教育、生涯学習、食・物産の販売、防災に係る交流が現在行われているようですが、行政管理における人事交流は、現在行われていませんので、一つ提案させていただきます。例えば、3カ年ぐらいを目途に、1年間の間で3カ月を区切りとした年間4名程度の氷川町の職員と大空町の職員の人事交流を実施してはどうでしょうか。検討できるのか、お尋ねいたします。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） 旧宮原町時代に大空町のほうも旧東藻琴村時代のことでございますが、交流があつておりましたときに、職員の相互交流は行っておりました。職員を3カ月派遣したことが1カ年、1カ月交流を2人、2カ年行っていたと聞き及んでおります。現在は、それぞれの町で合併後の業務多忙の中、相互交流を行うことの難しさもあつて行つてきてはおりませんが、できるだけ現在行っている交流事業に職員にも参加してもらつて、両町の交流に携われるように努めておるところでございます。また、片山議員さんからご提案の、期間を定めた定期的な人事交流は、内容を検討すべき面も多々ありますので、実施の是非も含めて、今後の検討と

させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永田義昭君） 片山議員。

○8番（片山裕治君） ただいま前向きな発言をいただきまして、少し安心しました。

最後に、町長にお伺いいたします。町長におかれましては、災害時相互応援協定を締結され、大空町とは遠隔自治体間の連携として、ほかの自治体よりも積極的に交流を実施されておりますが、更に充実を図り、推し進めていくためにも、町長にも人事交流が必要と思っておりますので、町長のご意見を聞かせていただければと思います。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 大空町との交流、大切な交流でございます。旧町時代からの交流でございます、しっかりと継承してまいらなければならないと思っております。私ども旧竜北町時代も、全国の14の市町村との交流を行っておりました。いろんな合併の事情もありまして、竜という名前が消えてしまうということもありまして、その後あまり交流があっておりませんけれども、一昨年でございましたか、北海道の大空町に行きましたときに、議員様方と一緒に北竜町のほうに寄らせていただきました。そのときの歓待ぶりというのは、やはり以前からの交流があつてのことかなと思っております、やはり交流というのはこれからも幅広く進めていかなければならないと思っております。

そういった中で、人事交流の話が申されました。先ほど課長が申しあげましたとおり、以前旧町時代にそういったことをやると。その目的はそれぞれのお互いの交流、人の交流を深めていくうえで、まずは職員からというところで行われたのかなと思っております、その一定の効果は出てきたのかなと思っております、それを受けまして現在、中学生、高校生、あるいは一般の皆さん方の交流が深まっているということでございます。そういった中で、直接職員が行きましてそれぞれの行政の実務に携わるというのも一つの方法でございませうが、やはり多くの皆様方とともに大空町に行って交流を深めると。先ほど課長が申しあげましたとおり、そのあり方というものも、しっかりと検討しなくてはならないと思っておりますし、今町のほうでは皆様方のご理解を得まして、職員の教育のための予算をたくさんつけていただいております。これまでも利用するように大分促してまいりますけども、やはり日々の事務に追われまして、なかなか時間が取れないという現実もございます。そういった中で、相互交流というのがどこまでできるのかということも含めまして、今後しっかりと検討してまいりたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 片山議員。

○8番（片山裕治君） ありがとうございます。いろいろ問題点はあるかと思ひますけ

ども、前向きにご検討していただきたいと思います。

そういう中で、ちょうどこれ調査団体ですか、ちょっと調べてたら遠隔自治体関連に係わるアンケート調査表というのが、氷川町には来ているのか来てないのかわかりませんが、こういった中見てましたら、すごく氷川町は積極的にされてるんだなど、実施をですね。やはり本当にこのアンケートの中身を見たら、やはり全国的にすごい連携事業も含めて交流事業が進んでいる模範になるような町だと少し感じました。

最後になりますけども、ますます大空町との交流事業の充実とすばらしい関係が、今後とも長く続くことを期待いたしまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 以上で、片山議員の一般質問を終わります。

次に、1番、河口議員の発言を許します。河口議員。

○1番（河口涼一君） 3番目に登壇いたしました1番議員の河口でございます。先ほども1番議員を名乗られる方がいらっしゃいましたが、正しくは私が1番議員でございます。

今回は、1項目、空き家対策についてということでお尋ねしたいと思いますが、この質問につきましては、ちょうど1年前の3月の定例会におきまして、空き家・空き地対策についてということでお尋ねいたしました。その中で、今回、細目を3つ用意いたしておりますが、この細目についてもほとんど前回お尋ねしたような内容でございますが、なぜまた今回取り上げたかと申しますと、実は総務省が5年ごとに実施いたしております「住宅・土地統計調査2013年」というのが昨年出まして、速報値ですが、昨年お尋ねしたときは、その5年前の2008年分でございます。その5年間でどう推移したかと申しますと、日本の総住宅数が6,063万戸あるそうですが、その中で何と空き家が820万戸あるということでございます。比率にしまして13.5%、これは大体7軒半、7.5軒ぐらいに1戸が空き家になるということでもあります。もうちょっとわかりやすく言いますと、7.5、13.5%ということは、30軒集落がありますと、その中に4軒はもう空き家だということになります。ちなみに、2008年は757万戸でございましたので、63万戸増加をしているということでもあります。昨年お尋ねしましたときに、お答えいただきましたけども、それがそれぞれどういうふうに進展をしたのか、どういう対策を現在講じられたのかということの説明したいと考えております。

ただいま空き家ということで820万戸と申しましたけど、空き家と申しましていろいろな種類がありまして、例えば別荘用だとか賃貸用だとか、売却、投資目的に造ったけれども、現在利用されていないというのも含んでおりますし、その他の住

宅ということで、全く現在利用されていない、そしてどうも管理もされていないようだ、使う目的がなくて周辺に悪影響を与えているのではないかと思われるようなその他の住宅という項目に分類される住宅が318万戸あるということで、実はこれが問題なわけでありまして。

それでは、なぜそういう空き家が発生するのか、発生する理由ですが、一つに子どもが成長して家を出て行って、その後親が亡くなり空き家になってしまった。それから、長く住んでいた持ち主が高齢化し、介護施設・病院などへ移られて、そのまま空き家になっている。そしてもう一つ、そもそも需要が供給を超えてるんだと、総住宅数が6,063万戸と冒頭に申しましたけれども、これに対して、これは違うところからの統計ですが、これ家計調査ではなかったかと思いますが、世帯数は5,460万戸と言われてますので、最初から供給する量が多いんだという見方もありますし、これは国の政策等もありましてどんどん新築住宅に関してはいろいろ補助金も付けますし、優遇税制もありますので、新しい家を造っていく。そのときに移り住む前の家が、きちんと処分されていなかったということになるんだろうと思います。

では、それではその空き家のどこが問題かと申しますと、昨年も少し申しましたけれども、まず理由が3つほどあるんじゃないかと思います。まず、その管理を放棄されてる空き家が倒壊のおそれがある。台風・大雨、台風じゃなくても最近強風が吹くことがありますので、それによって屋根や外壁や雨どいとか附属物が落下する、または飛散する。こういうことで、危険性を招いている。もう一つは、治安の悪化です。誰も管理しないので、立ち寄りもしないということで放置されてますので、放火があったり不審者が出入りをするようになったり、非行を誘発する原因になっていると言われてます。そして、もう一つ景観、環境の問題があります。手入れをされていませんで、雑草や樹木が繁茂し、その結果、ネズミや蚊、ハエ、虫、さらには犬や猫とかがそこに集まるようになって不衛生になっていく。また、不衛生だということで、どこからかごみが集まってくる。ごみの不法投棄が行われる。そういう被害が考えられると思います。先ほど申しまして重複しますが、このこと使う目的がなくて、周辺に悪影響を与えているということで、住民生活に大変なリスクをもたらしていると考えられます。

そこで、細目に入りますが、(ア)として、空き家の管理について、台帳などの整備は進んでいますか。昨年は、管理台帳はございますかとお尋ねしましたが、管理台帳はないけれども、台帳があつて、そこの台帳に内容を加えていくというお答えであったかと思えます。

続いて、(イ)防災上・防犯上、危険性があると思う物件について把握をしてい

るか。これも同じようなお尋ねをしましたが、数十件ほどあるというお答えでした。そこで、この当該物件について、どういうふうに把握をしておられますかということで、進捗状況をお尋ねしたいと思います。

そうしまして、最後に（ウ）ですが、ここが本当は一番、今回一番お尋ねしたいところなんですが、昨年の秋に国会で「空き家対策の推進に関する特別措置法」というのが制定をされました。これは、制定をされた後、公布をされて半年後ぐらいには施行をするという段取りになっていると思いますが、本町におきまして、これに関連したような町独自の使いやすいような条例等を制定をすべきではないでしょうかということで、この3点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（永田義昭君） 河口議員の質問事項、空き家対策についての（ア）から（ウ）までの答弁を求めます。総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） それでは、空き家対策について回答いたします。

まず、最初の（ア）の空き家の管理について、台帳などの整備は進んでいるかというお尋ねについて回答いたします。まず、空き家対策につきましては、総務課におきまして主に防災・防犯の面を中心に行ってもらっております。総務振興課におきまして、空き家バンクを含む移住・定住について担当いたしております。先ほどの3点の質問につきましては、一括して総務振興課のほうで答弁させていただきたいと思います。

町が空き家の把握に取り組んだのは合併後のことではありますが、最近では平成25年度に各地区の区長さんへ、地区で把握している空き家についての情報提供を依頼いたしました。これにより、町内に177軒の空き家を把握することができました。これらの空き家については、地番により法務局に照会したり、職員による現地調査、聞き取り調査を行いました。また、そこから得られた情報から所有者が把握できた物件につきましては、アンケートを送付し、現状の把握に努めたところであります。しかし、平成25年度に総務省が実施した住宅・土地統計調査によると、総住宅数に占める空き家の割合は、先ほどもご質問の中でありました13.5%という統計結果が出ており、町内の空き家についてもまだまだ把握出てきていないものが多く存在しているのではないかという点が危惧されておりました。

そこで、今一度全町的な空き家の洗い出し業務とそれらの整理を行うため、今年度は株式会社ゼンリンへ空き家の調査及びデータ化の業務を委託したところがございます。ここでは、先述の平成25年度の調査を基に、それとゼンリンが所有している空き家の情報やゼンリンスタッフの町内巡回によって空き家と推定した物件を加えて223軒の空き家を把握いたしましたところがございます。最終的に、それらからアンケートなどへ既に入居済みであるもの、解体済みであるもの、アンケートに

より空き家ではないといった回答があったものを除き、現在町では174軒の空き家を把握しているところであります。単純に、氷川町の住民基本台帳の世帯数を基に空き家の割合を算出すると3.8%ということで、先ほどの全国調査に比べて著しく低いものでありますが、これはアパートの空き部屋とか不動産屋さんが抱えている物件、氷川町には少ないかもしれませんが、別荘など含んでいない数字でありますので、そのほかに空き家であるということ把握できていない物件もまだ多く存在していることがあるかと思えます。これら174軒の空き家につきましては、現在ゼンリンのシステムを導入いたしまして、それぞれの物件について地図上における場所、外観の写真、空き家の状態における3段階の状態をランク分けしてデータ化し、地図上にも管理いたしているところでございます。

今後は、これらのデータを基に、例えば各区長さんへ依頼したり、今年2月26日に一部施行されました空き家対策の推進に関する特別措置法によりまして、税情報の内部利用が可能となりましたので、固定資産税についての情報を必要な範囲で利用しながら、さらに現状の把握を進めてまいりたいと考えております。

質問の(イ)防犯上・防災上、危険があると思う物件について把握しているかというお尋ねでございますが、区長さんを中心に町民の方から寄せられた危険性のある家屋についての情報と先述のゼンリンの調査によるランク付けで、倒壊危険家屋とされたもので、現在43件の物件を把握いたしております。ただし、これは明確な基準を設けて把握しているものではありませんで、また空き家対策推進に関する特別措置法に規定される特定空き家等であるというものでもありません。あくまでも外観からそう思われるもの、そういった危険性があるのではないかという空き家として報告があったものを把握しているということでもあります。

質問の(ウ)のほうにまいらせていただきます。空き家対策の推進に関する特別措置法の制定に関して、本町でも条例等の制定をすべきではないかというお尋ねでございますが、空き家対策の推進に関する特別措置法は、昨年11月27日に公布されまして、今年2月26日からその一部が施行され、5月26日から全面施行されることとなっております。この法律では、空き家の適正な管理という所有者の責務とともに国が示した基本指針を基に空き家等対策計画の作成及びその対策の実施など、必要な措置を講ずるよう努めることが市町村の責務と明示されております。この計画は、町の空き家対策における基本的な方針は元より、空き家等の調査について、所有者による空き家等の適切な管理の促進についてなどを定めるものであり、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するためにも町としての制定の必要を感じています。また計画の作成にあたっては、その協議を行う協議会の設置が必要となります。国の示した基本指針では、同協議会ではほかにも空き家が特定空

き家等に該当するか否かの判断や特定空き家等と認められるものに対する立ち入り調査や措置の方針を協議する場として役割を担う重要な機関として位置付けられております。今後は、特措法に基づき、空き家の対策を進めていくこととなりますので、現時点では町独自の条例制定については考えておりません。ですが、先述の空き家等対策計画の制定と併せて、協議会の設置検討をはじめとする実施体制の整備を進めるとともに、所有者の責務についての理解が深まりますよう周知・啓発を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永田義昭君） 河川議員。

○1番（河川涼一君） 大変丁寧にご説明をいただいたんですが、内容が盛りだくさんでありましたので、なかなか理解できないところもありましたので、もう1回重複しますが、1つずつ再度お尋ねをしたいと思っております。氷川町では、空き家率が3.8%ということですが、当初区長さんあたりで調べていただいたときは223戸で、これがその基準で調べたら74軒になったということでしたですかね。その前に、氷川町の総住宅数というのを手元に資料がありましたら教えていただいて、その空き家をどちらでカウントされたのか。223ではなくて74戸ですよ、あたってみたら74戸ということ、それが3段階のランク付けをした。そもそもその3段階というのは、こういった種類分けですか、区別ですか。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） まず、総住宅数というのは、私のほうでは把握いたしておりません。3.8%といますと、これは単純に世帯数で割った数字でございますので、そこまでの把握はいたしておりません。

それと、まず177軒の空き家と申しましたのは、平成25年度に地区の区長さんに空き家の情報提供をいただいた件数が177軒でございます。

それと、今年度実施いたしましたゼンリンによりますデータ化の依頼をいたしました、そのときの空き家のデータを含めまして、先の区長さんの177戸の調査結果と合わせた件数が223戸でございます。その中から全部ではありませんが、所有者が把握できたものだけアンケートを出しまして、アンケートによって既に入居済みとか、解体済みとか、空き家ではありませんとかいった回答があったものを除きまして174軒の空き家を把握しているということでございます。

○議長（永田義昭君） 河川議員。

○1番（河川涼一君） すみません、また同じことを言いますが、これゼンリンの基準ですか。ランクは3段階化したというさっきお話がありましたね。これは今の174軒の中にどう影響してるんですか。そのランクというのはなんでしょうか。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） 3段階にランク分けしていたということで、ちょっと説明不足だったかもしれませんが、A、B、C、3ランク付けまして、Aランクのところはそのままでも入居可能な家と、Bランクは一部手直しが必要な家と、Cランクは危険な家屋ということで、この危険な家屋が43軒ということで、先ほど回答したところでございます。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） 空き家バンクのお話もありましたが、いろいろアンケートを採ったりとか調査をされたということで、これは大変有効な作業で、これから先、空き家バンクが機能していくのかどうかという中であっては大変必要な作業だと思います。そこで、持ち主、所有者、相続になりますか、管理者になりますか、その方たちが、そもそもどういう意向を、どうしようと思ってるか、どういうふうに管理しようと思っているかということですね。そして、いま外観だけだったと思うんですが、これがこの中が、よければどういうふうになっているか、たくさんまだ家具がいっぱいあるとか。本来、家具はないけどごみみたいな、それがいっぱい溜っているとか。ちょっと話が行ったり来たりしますが、以前、ある区長さんが心配で心配で台風の場合はたまらんで、これは違法を承知でその家の中に立ち入ったと。もしそこから危険物が飛散したりした場合、道路に交通の支障を招いたらいかんということで中を調べてみたということがあって、そんなのやめたほうがいいですよということも申しましたけれども、やむにやまれず、そういう行動に出たということもありました。先ほどのランクのいろいろ調査をされて、それは外観からの調査だと思いますが、いろいろその意向調査をされると入居が可なのか、手入れをすれば十分住めると。Cになったら取り壊すしかない、そういう区分けができてくるかと思えます。空き家バンクが設立されたと聞いてますが、その空き家バンクの中でこういう物件を、そういうランクで表示をされますときに、当然入居可能なやつはそのまま使えますし、手直しの分は販売をした後とか、住む人が手を入れて住むとか、貸し手が手直しをして貸すとか、そういう区別ができると思えますので、ぜひその分類のほうを進めていただければと思います。

そこで、空き家バンクのお話ですが、空き家バンクが稼働をいたしまして、どういふ今実績がおありでしょうか。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） はい。アンケートを出させていただいた中から、今聞いているところでは3軒ほど空き家バンクに登録していいという回答をいただいているんですが、1軒についてはもうすぐでも構わないんですが、まだ家財の整理と



かあるのか、最終的な回答をいただけていないのが1軒。それとまだ相続の登記がされてないと。空き家バンクに登録の意志はあるんですが、相続登記がなされていないということで、それが2軒あると聞いております。先ほどちょっとお話がありましたが、空き家の程度というのは当然空き家バンクに載せるときは家の中も入らせていただいて写真を撮って家の中の状況、間取り、それと手直しの必要性の有無も含めて、ホームページのほうに掲載したいと考えております。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） 空き家バンクについては、もう1点お尋ねをしますが、そもそも氷川町にこの空き家バンクが設立された。これは、町の広報誌に載っていたような気もするんですが、例えばホームページを作られたとか、この中でご案内をしているとか、そういう行動はとられたところでしょうか。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） はい。広報につきましては、広報誌、言われましたとおり載せております。それと、ホームページも今度立ち上げましたので、当然その中にも募集のことも載せております。それと、税情報が一部施行に伴いまして2月26日から見えるようになりましたので、必要な情報をいただいて、税務課のほうからまだ今確定申告時期でございますので、もう少ししてから税務課のほうから情報をいただいて、残りの空き家についての所有者のデータによって、またアンケートを改めてまた送りたいと考えております。広報のほうは、そのように努めてまいりたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） 今、ホームページのお話をしましたが、先日、たまたま県内の他市町村の類似したやつがないかということで少し見てみましたら、天草市だったと思いますが、170軒ぐらい登録がされていて、写真が付いたり、賃貸料とか販売とかもありまして、成立をしていってるのもあったようです。ぜひ、このことはこの後、空き家バンクが事業も展開されていく中で、これからまたいろいろ調査されたり、所有者の方とか連絡を取られる中で、またそういう展開になればいいかなと思っております。

関連しまして、平成26年の4月1日から施行されましたが、住宅リフォーム促進事業交付金の中で、解体にも補助金を付けるよというお話でしたが、何件か利用ありましたでしょうか。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西田美子君） はい。昨年度から解体事業につきまして、住宅リフォームの対象としております。すみません、資料を持ってきておりませんが、

昨年度3件の実績があったかと記憶しております。

以上でございます。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） 先ほど木本課長の説明の中で、A、B、Cにランクされた中で、Cは危険ということで、これは壊すしかないわけですから、そういう場合に、上手に活用をしていただければと思いますし、もしリフォームの場合でしたら今の基準でもよろしいかと思うんですが、これは危険性をどうしても伴うと、これによって、子どもの通学に危険を及ぼすとか、そういう分につきましては、また今度条例もお考えですが、別途、危険防止のうえから補助額を考えると、後ほどまた申しますが、できればと思います。

次に、（イ）なんですが、（イ）につきましては、先ほど43軒あるということで、これは（ア）の質問とほぼ重複をしますので、これは終わらして、（ウ）に行きたいと思いますが、先ほど課長からもありましたが、空き家対策の推進に関する特別措置法が成立しまして、これにより立ち入り調査の権限を市町村に、自治体に与え、固定資産税の納税情報を利用して所有者を把握しやすくするという法律がありますが、倒壊のおそれがあったり、先ほど申しましたが衛生面で有害と言われる特定空き家ですが、これについては市町村が所有者に撤去や修繕などを指導・助言し、もし従わなければ勧告、命令できると明記されています。それに従わない場合は50万円の過料を取れると、ここまで明記されているようです。それでも従わないときや居場所がわからないときは、行政が代わりに撤去することができますよと。そこまで謳った法律のようです。これから調査をしていただく段階や、この所有者の方たちと交渉されていく中で、最終的に町が撤去するということになればいいんですが、もしやはり住宅密集地とか通学道路に隣接しているとか、また非常に危険性が大きいというようなときには、それを検討される時期があるのではないかと考えております。

この法律ですが、ちょっと前のデータですが、2014年4月、ちょうど1年前ですね。1年前にもうすでに355の自治体が空き家対策を、名称は違いますが、こういうのをもう制定をしているようです。これは全自治体からすると6分の1ぐらいが1年前には制定をしたと。そして所有者に安全対策を促すと。強制的な撤去もありますよというようなことも通知をしながら、方策を講じていくということをもう既にやっているようです。先ほどのお話の中で、制定の必要性は感じているし、これから、また独自の方策も考えていくということをお聞きして、非常に安心したところですが、現在、やっぱり人口も減少してますし高齢化も進んでますし、地方もどんどん衰退をしていきます。ということで、空き家が増えていくと、やはり暗

い雰囲気になると思われまますので、今持っている不動産、これが負債、取り扱いしにくい負債ではなくて、どんどん有効に活用できる資産となるように、やはり知恵を絞っていただいて、何とか移住・定住、それから若い人たちも一戸建てで子どもをのびのび育てたいとか、ペットも飼いたいとか、または親と一緒に住みたいとか、親を呼び寄せて住みたいという方も周りにおられました。そういうお話も寄せられましたので、ぜひ有効に活用できますように、また知恵を絞っていただきたいと思ひます。

最後ですが、町長からもご所見、ご感想をお願いいたします。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 空き家対策につきましては、全国的な大きな課題でございますし、私どもいち早くこの空き家対策に対応していかなければならないということで、一昨年からそういった調査を始め、空き家バンク等の設置まで今こぎつけたところでございます。国のほうで、新たにその特別措置法を作られたわけでございますけれども、大切なことはそれぞれの空き家を活かすこと、あるいはそういった管理をすること、基本的には持ち主の、今回の法律で、いわゆる義務から責務に変わったと理解しておりますけれども、その責任があるということでございますので、まずは持ち主がしっかりと管理をしていただくのが大原則であろうと。その中で、やはり有効に活用できるものはしっかりと活用をするお手伝いをする。もう活用できないものはやはり取り壊すようなお手伝いをするということで、私どものほうでもいろんなそれぞれのバンク、あるいはリフォームという形で、そのご支援をしているわけでございます。これからもそのあたりはしっかりと支援をしていきたいと思っております。あわせて、当然そこには大きな財源が必要となるわけでございますので、ぜひ国のほうも市町村が責任を持ってやれとおっしゃるのならば、それなりの財政措置もきちんと担保していただけるような法律であってほしいと思っておりますし、もしそういった財政支援がないということであれば、これから声を大にして大いに国のほうにも県のほうにもお願いをしてまいりたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） 質問の中に通告にないようなところもありまして、大変ご迷惑をおかけしましたが、以上で質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（永田義昭君） 以上で、河口議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

1時から再開したいと思ひます。

-----○-----

休憩 午前 11時54分

再開 午後 0時59分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、長尾議員の発言を許します。長尾議員。

○3番（長尾憲二郎君） 皆さん、こんにちは。3番議員の長尾でございます。平成27年の第1回目の会議におきまして、一般質問の権利を永田議長から許可いただきまして、誠にありがとうございます。私の質問は、皆様にご配布されています一般質問通告書の内容に基づいて質問させていただきます。

まずは、その前に、昨年6月の議会において、幾つも一般質問をしました。その際に、西部小学校の校内侵入防止安全対策につきまして質問しました折に、その侵入防止柵の設置を早急に対応していただきました。教育長並びに町長には大変感謝申し上げます、お礼申し上げます。

さて、先日から皆さんもご存じのように大きな報道をされていますが、川崎市での児童の虐待なり悲惨な事件が起きております。その事件も少年法の改革の是非を問われている状況であります。我が町でもこのような事件が起きないとは誰も言いきれないと思います。この事件の内容を見ますと、子ども同士で大人の知り得ない状況でスマートフォンのLINEの中で、子ども同士だけのやり取りだったそうでございますが、このような悲惨な事件でも起きてからああだ、こうだということ言ってるようでございます。そういう危機管理が本当に不足してるんじゃないかなと思っております。昨年6月の議会で私のほうも発表しました中学生のスマートフォンの所持率は約25%ということでありましたが、この半年間で1.5倍の38%ぐらいに上っています。決してそれは、文科省が今発表していることでございますので、非常にそういう意味では正確な数字なんですけども、決してスマートフォンや携帯電話が悪いとは言えないわけですけども、情報交流には非常に便利なものです。しかし、その使い方を誤れば危険な道具となり、保護者や学校側、警察と行政が協力して指導してもなかなか見つけきれない危険な道具になってしまうということです。

昨日の熊日の朝刊にも出ておりました。それをちょっと紹介しますと、全国でサイバー補導をされたのが439人、その中の県内が12人おるということです。インターネットの交流サイトで掲示板サイトを使って援助交際や、言葉は悪いですが下着の売買を持ちかけるとか、不適切な書き込みをして18歳未満の少女が439人、サイバー補導した警視庁の集計でわかりました。その50%に当たる222人は補導前で児童買春などの被害に遭っており、安易な書き込みで犯罪に巻き込まれ

る事態が浮き彫りにされています。そのうち266人、60%ぐらいは補導歴がないということです。そういったことの中で、さらに県内の補導はその中に12人。全員が女性です。スマートフォンを使って書き込んでほとんどが補導歴のない少女たちであるということです。そういった数字を見ますと、非常に今簡単に使いやすいスマートフォン、携帯であります。警視庁でもなかなかそういう把握をできてなくて、それを取り締まる強化もしてるところですけども、対策はなかなかとれないという状況であります。熊本県警によると、そのサーバー犯罪の相談件数が1,577件、昨年より244件増えてる。インターネットバンキング、インターネットを使って不正な請求をされて、不正な送金の被害があった人が8件おるといことです。その金額は484万上がってるという統計が出ております。

そういった状況の中で、じゃあ氷川町内の学校、中学校が2校、小学校3校あるんですが、氷川町内の生徒たち、学校ではどういう状況だろうかということ念頭に置いて、このたび一般質問の事項として挙げております。学校における情報安全教育についてということで挙げました。その中の(ア)としまして、氷川町内の小中学校児童のスマートフォンや携帯電話の所持率、あるいは持っている数、その把握はできてますでしょうか。

(イ)としまして、その持っている中で、その取扱状況はどのように指導しておられるんでしょうかということ、2点につきまして私の一般質問にさせていただきたいと思っております。その辺のデータ等につきましては、今まで教育委員会あるいは学校教育課のほうで相当学校側と協議されてるようでございますので、その辺のデータを、数字を出していただいて発表、回答をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長(永田義昭君) 長尾議員の質問事項、学校における情報安全教育についての(ア)から(イ)までの答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長(稲田和也君) まず、(ア)のスマートフォン・携帯電話の所持率等の把握についてお答えいたします。

2月調査の平成26年度県の公立学校心のアンケートによりますと、氷川町は小学校3校で調査回答児童639名中180名で所持率28.1%、中学校2校では、308名中79名で、所持率が25.6%となっております。小中学校全体では27.3%になります。

次の(イ)の取扱いや指導状況についてお答えします。児童生徒の小中学校への持ち込みは原則的に禁止しております。長尾議員がおっしゃられるとおり、スマートフォン・携帯電話は大人にとって大変便利な機器ですが、児童生徒の使い方によってはメールやSNS等に関わるトラブルとして、いじめ、家出、非行及び犯罪に

巻き込まれたり、夜遅くまで使用してとめられなくなる依存症に陥ったり危険な道具にもなります。また、長時間の使用により、家庭学習の時間がおろそかになり、学力低下にもつながります。まず、児童生徒がスマートフォンや携帯電話を使う場面の多くは学校ではなく家庭です。保護者と児童生徒がしっかり話し合い、家庭でのルール作りが重要です。スマートフォンや携帯電話使用について、家庭のルールがあるかとの小学3年生以上の調査では、569名中344名で60.5%にとどまっております。また、家庭ルールがあるかとの調査では、大人が高く子どもが低いとの結果が出ており、お互い認識の差が大きく違うこともわかっております。小中学校では、児童生徒向けやPTA会議や授業参観等を利用した保護者向けで情報安全の専門家を呼んで携帯電話・スマートフォン等の安全使用や危険性、家庭でのルール作り等について講演を開催し、啓発活動を行っております。また、八代地域の全小中学校、支援学校と警察等関係者で組織する八代生徒指導連絡協議会で、携帯電話・スマートフォンに関する申し合わせ事項を小中学校から保護者へ通知しております。その内容としまして、1つ、必要のない携帯電話やスマートフォンを子どもに持たせない、2つ、学校へは原則持たせない、3つ、契約時には親子で使用ルールを作り、有害サイトの閲覧を制限するフィルタリングサービスを受ける、4つ、午後9時以降の使用は原則禁止に、または親が預かるという内容で強く呼びかけております。また、児童生徒の情報安全や学力向上面からも情報教育の充実を図っていく必要もありますし、スマートフォンや携帯電話の危険性から児童生徒を守るには、家庭、学校だけではなく行政や地域社会が一体となって連携した取り組みが必要かと思われまます。青少年育成町民会議や氷川町いじめ問題対策連絡協議会等でもこの問題について情報共有や啓発などの取り組みを行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とします。

○議長（永田義昭君） 長尾議員。

○3番（長尾憲二郎君） ありがとうございます。細かい数字まで把握していただいているということで一安心ですが、ただ小中学校合わせて27.3%の所持率ということでありましたが、実際持っていて損害にあうということ、いろんな面を聞きますと、危険なサイトに入り込むというケースが多々あるわけですね。そういう危険なサイトを使った子どもたちはどのくらい、その27.3%にいるんでしょうか。その辺とらえておられますか。

○議長（永田義昭君） 学校教育課長。

○学校教育課長（稲田和也君） 有害サイトへのアクセスの件についてですが、今回調査把握はいたしておりません。今後は、そういった有害サイトのアクセスについて

も、情報安全面からも取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永田義昭君） 長尾議員。

○3番（長尾憲二郎君） ぜひそれは推し進めていただきたいと思ひます。行政でやる内容とPTA、教育委員会、あるいはPTAでやることもあると思ひますが、ただ交流サイトにおけるフィルタリングをさせるとか、そういう指導、あるいは業者へのアドバイスという、保護者への指導とか、そういったものを徹底してやっていくことによって子どもたちが守れるんじゃないかろうかと思ひますので、ぜひ学校教育課のほうとしても進めていただきたいと思ひます。

それともう1つお伺ひしますが、先ほどお話の中で家庭内で、一応学校側で持ち込むときのルールは一応あるよというお話でございましたが、家庭内のほうでも一応やってる、指導してますよと。調査した結果では、569名の中に344名が60.5%がそういうルールを基準にやっていますということですが、この家庭内ルールはどういったものがあるのか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（永田義昭君） 学校教育課長。

○学校教育課長（稲田和也君） 家庭ルールですが、これは保護者、子ども、お子さんのほうで話し合われて決められるわけなんですけど、主なものとしまして、使用する時間数や時間帯を設ける。それとフィルタリングをかける。それと、友達の悪口あたりをしない。それと、個人情報あたりも載せないといった内容があります。ほかにも独自で家庭で設けられたルールもございます。

以上です。

○議長（永田義昭君） 長尾議員。

○3番（長尾憲二郎君） 私もこの教育関係、スマートフォン関係で非常に興味持っております、ほかの議会はどうかかなということで調べました結果、県の北部にあります長洲町、こちらの話によりますと、小学校、中学生、今までそういう家庭内ルールを決めてなかった。決めた結果、やっぱり使用する時間が非常に短くなった。我が町も先ほどお話ありましたが、9時までは使っていないけども、9時から朝の8時までは親に全部預けなさいという指導をした結果、学力が非常に上がったという結果が出ましたという話も聞いております。そういう意味では、非常に依存症を招きかねないものでありますので、そういったルールをきちんとご指導をお願いしたいと思うところであります。なかなか行政とPTA、それから学校側、それと警察といういろんな機関の協力がなければこの話は進みませんので、非常に難しいところはあるとは思ひますが、ぜひぜひ子どもたちを守るために、協力を進めていただきたいと思ひます。

そういった中で、教育長にお尋ねいたしますが、今学校教育課長のご答弁の中にいろいろな方針が出ましたが、教育長としての立場で、今後の方針なり、また抱負なりをご答弁いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（永田義昭君） 教育長。

○教育長（太田篤洋君） 今長尾議員さんからご質問ありましたように、全国的にも本当に悲惨な事件が立て続けに発生しているところであります。学校におけます情報安全教育の視点から今のお話を伺いしております、全体的なこととしてちょっと述べさせていただきたいと思っております。

これまで、子どもたちの安全教育という視点から考えてきたときには、子どもたちを交通事故等から守る安全教育、それから防災の面から子どもたちの命を守っていくという防災教育の視点としての安全教育というのが、今まで学校教育の主だった安全教育であったわけですが、ご質問にありましたように、今本当に情報安全教育というのが学校の大きな課題といえますか、そういうふうに変ってきているなど思っているところであります。

昨年5月に県南地区の女子高生が本当に尊い命が失われるという悲惨な事件が起きております。この事件も、携帯を通して知り合った、そして巻き込まれたという事件であったということで、本当に危機意識を持ったところでありました。お話にありましたように、川崎市の上村遼太君ですかね、先般事件が発生いたしました。これは川崎市だけの問題ではなく、いつでもどこでも起き得る可能性がある事件であると思っております。教育委員会としましても、しっかり危機意識を持ちながら取り組みを進めていかなければならないと強く認識をしているところであります。

この問題につきましては、本来ならば家庭の問題であると、そういう意見も中にはございます。ただ、子どもの命を危険から守るという点からすると、やはり学校教育の大きな使命であり、学校は安心で安全なところでなければならぬと思っております。現在、各学校はこの事件を受けまして、今まで生徒指導主事という担当者がおりましたけれども、情報安全教育担当ということで、これに専任をしてしっかり情報を把握すると。それからもう1つは、各学校にトラブルに対して相談窓口を設置するという取り組みも進めているところであります。内容については、課長から説明を、お答えを申し上げたとおりでありますけれども、適正な使用の仕方、それから危険が伴うということなど、保護者ともお話がありましたようにしっかり連携を図りながら、これまで以上に指導の充実を図っていかねばならないと思っております。委員会としても、そういう視点で学校をしっかり支えてまいりたいと思っております。

それから、課題であります。家庭のルール作りがしっかりとされていない、こ



の問題については、よりご家庭に徹底していただくように、委員会としても啓発等も含めて、何ができるか考えてまいりたいと思っています。今考えておりますのは、一つには現状を町民の皆様方に広報誌等を通してお知らせをして、課題を共有していただく。そして、町総ぐるみで子どもたちを支えていく家庭のルール、総意づくりも、そしてルールを作ったならばそれを徹底していくと、そういうところの啓発も図っていききたいなと思っています。

それから、このような取り組みを通しまして、大変心配いたしますのが不登校、いじめの重大事案に発展するという不適切な書き込み等もございますので、そのことについてもあわせて対応をしっかりとしていきたいなと思っています。そしてなくしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（永田義昭君） 長尾議員。

○3番（長尾憲二郎君） ご丁寧な答弁ありがとうございました。

そういうことで、私も13日でしたかね、竜北中学校の卒業式に参加させていただきました。本当に感動したところであったんですが、やっぱり子どもたちの目の輝きを見てみると、これは絶対守ってやらにゃいかなんというような親心ではございませんが、そういうふう思うところでありました。ぜひぜひ大変なことだと思いますが、ひとつ学校教育課長、教育委員長、また学校側とタイアップしていただいて、子どもたちを守っていただきたいと思えます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永田義昭君） 以上で、長尾議員の一般質問を終わります。

次に、5番、江寄議員の発言を許します。

[「・・・5分間だけ」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） では、5分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時25分

再開 午後1時28分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

江寄議員の発言を許します。

○5番（江寄 悟君） 5番議員の江寄です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。合併10年という節目を迎えるに当たり、平成27年度の藤本町長の施政方針をお聞きいたしました。平成27年度予算については、0.75%減で事

業の優先順位を厳しく査定し堅実でメリハリのある予算を組みました。総合振興計画をしっかりと基本に置いた、そういうふうに説明があったところです。また、平成27年度は「ふるさとの未来を拓く実行の年」と位置付けられました。基本構想の5項目についても、事業項目を列挙しながら、今までと同じように熱弁を振るわれ説明を受けたところです。

この合併10年という節目を迎えるに当たって、私は一般質問のテーマを小さな合併の成果についてとして、この10年間でどのように氷川町が住みやすく住民主役のまちに変革していったかをスケジュールに従い検証してきました。この8回シリーズの検証も、今回を含めあと3回となりました。10年間の成果がどのようなものであったかが浮き彫りになってきたなと思っています。

さて、今回は施策の大綱、「教育の未来について」をテーマとして、小さな合併の成果についてお伺いします。通告では質問の相手のところに町長と教育長を出していましたが、今日見てみましたところ教育長が抜けていますので、今回総合教育会議に新年度から変わりますから、町長だけの答弁でもこれは構いません。その施策の大綱、教育の未来にあります（ア）安心して見守ることができる子育て環境の充実についての取り組み成果はどのような成果がこの10年間でできたのでしょうか。また、（イ）について、子どもの心と体を鍛える教育環境の充実についてということが謳われていますけれども、その成果はどうなんでしょうか。（ウ）で、地域づくりと一体となった教育環境づくりの進捗状況はどのように進んできたのでしょうか。

2項目目として、平成27年度の施政方針についてお伺いいたします。（ア）で、合併10年目を迎える平成27年度は、「ふるさとの未来を拓く実行の年」と町長は位置付けられましたけれども、その真意はどのようなものなんでしょうか。

（イ）で、平成27年度の新規施策として盛り込まれた4つのテーマ、すこやか赤ちゃん出産祝金、定住自立圏形成、まち・ひと・しごと地方創生、人口ビジョン策定、この4項目について、その目的と具体的な取り組みはどのように行われるのかをご質問いたします。

以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、小さな合併の成果について（第6弾）の（ア）から（ウ）までの答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） 第1項目の小さな合併の成果について、教育の未来、（ア）から（ウ）まで続けて、最初に町民環境課所管事業から答弁させていただきます。

ます。

地域での子育てを支援するための多様な保育ニーズへの対応や医療支援などを進めるに当たって、多様な保育サービスの充実を図ることを施策の方針として事業に取り組んでおります。

まず、保育事業でございますが、保護者等のニーズに即応できるよう公立1園、私立5園で400名程度が児童の受け入れを実施し、待機児童が出ないようにしております。また、特別保育事業として、19時までの延長保育や一時預かりを実施している保育園の窓口となり、調整を実施しております。あわせて、保護者の負担軽減策も講じており、各保育園に運営費助成を行うなど預けやすい環境づくりに取り組んでおります。

次に、放課後児童健全育成事業でございます。共働き等で昼間保護者のいない小学生を対象とした事業でございますが、委託を受け、各校で保護者会運営により取り組まれており、130名程度の児童が利用しております。

子育て支援事業でございますが、先ほど答弁しましたように、特別保育はもとより障がいを持つ園児を保育していただけるよう受け入れ園へ財政的な支援を実施しております。また、多子世帯に対しても第3子以降の保育料はその子が満2歳の年度まで無料としております。

ひとり親家庭等医療費助成事業につきましては、児童医療助成等の医療機関窓口での現物支給により、申請件数、助成費は半減しておりますが、保護者や高校生の医療費は従来どおりの償還払いでありますため612件の申請がありまして、105万8,000円の助成を行ったところでございます。なお、病後児保育事業につきましては、八代市との連携による取り組みができないか検討しているところでございます。

続きまして、②でございますけれども、地域での子育て支援活動の充実や各種グループの連携、交流促進を支援し、そのための拠点機能の強化を図ることを施策の方針として事業に取り組んでおります。まず、地区まちづくりにおける子育て活動支援でございますが、各保育園で地域の高齢者とのふれあい活動として、昼食会などの交流が行われております。また、運動会や発表会などのイベント時に氷川学園の入所者を招待し、盛り上げていただいているところでございます。

次に、子育て支援センター事業及びセンター機能強化に対する検討でございますが、平成11年度より設置し、未就園児と保護者を対象として週5日、9時から4時まで週3日を健康センターで、また2日をふれあいセンターで自由に利用できるように開設しております。育児相談や育児講座、乳幼児及び保護者の交流などを行い、保護者支援も含め、子どもの健やかな成長を支援しております。

③でございますが、子育ての基本となる家庭教育力向上のための保護者教育の充実というテーマでございますが、家庭での子育てを支援するための相談、研修機能の充実を図るため、直接的な機会はありませんが、子どもの保育だけではなく送迎の際など、その保護者からの子育てに関する相談に対応しております。

以上が、本課の取り組み状況でございます。以上でございます。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 健康福祉課のほうから、（ア）につきましてお答えいたします。

身近な地域で安心して子育てができる環境づくりとして、次の事業に取り組んでいます。障がい児タイムケア事業につきましては、平成25年度に5名、平成26年度に8名の日中一時預かりを行いました。障がい児の家族の介護負担の軽減と地域で児童とその家族がゆとりを持って安心して過ごせる環境づくりにつながっております。

児童医療費助成事業につきましては、中学3年生までの医療費を無料とし現物給付としたことで医療機関窓口での医療費負担がなくなり、疾病の早期治療と子育て支援につながっております。

母子保健事業につきましては、13名の母子保健推進員さんの活動により、乳幼児健診、教室の案内の手紙や子育て支援センターだよりの配布を兼ねて、子育て中の家庭の訪問・見守りを行っており、訪問時の悩み事の相談等によって母親の精神的な支えとなり、不安の解消につながっております。

児童虐待防止体制強化事業につきましては、児童虐待の早期発見・早期対応・発生予防・見守り活動等の体制づくりと関係機関相互の連携強化を図り児童虐待防止に努めており、母子保健推進員、保健師の訪問や児童相談所など関係機関との調整、要保護児童ケース会議の開催により、適切な配慮を行い、児童虐待防止に効果をあげております。

産前産後ホームヘルプサービス事業につきましては、産前産後の体調不良による家事・育児の困難な家庭に家事等の援助をすることで、母親の育児負担の軽減と精神的負担の軽減につながっております。

子育ての基本となる家庭教育力向上のための保護者教育の充実として、次の事業に取り組んでいます。プレママ・パパ教育の推進につきましては、母子手帳交付時の母親・父親に対し、健康な子どもを出産し、夫婦ともに育児をしていくための体の準備、心の準備、環境の準備について学ぶ機会をつくることとして、母子手帳交付時に保健師による面談を通して、妊娠中の経過を意識的に過ごしてもらうための学びの場と父親の育児への参加の意識付けになっております。

就学前の子どもの親に対しての教育機会の創出につきましては、家庭教育の重要性やそのあり方を学ぶ機会をつくり、就学前の子どもを持つ親に情報提供することを目的に、就学前の5歳児健診時に心理相談員、家庭教育支援員、保健師などが家庭教育の重要性について講話を行っております。5歳児健診以外にも2カ月訪問から3歳児健診までの専門職種が関わる事業の中で、保健師や心理相談員による子育てや家庭教育の重要性について学ぶ場をつくっております。

(イ) についてでございますが、基礎学力向上のための教育プログラムでは、幼保と小中学校の連携強化としまして、幼稚園・保育園から中学校までの円滑な移行をめざし、1歳半、3歳児、5歳児健診を通して、小学校就学にあたり支援を必要とする児童を持つ親への助言や専門機関の紹介を行うことで、児童の就学がスムーズに移行できるよう保護者や小学校との連携を図っており、幼稚園・保育園と小学校の連携会議にて情報提供を行い、就学の円滑な移行支援ができております。

これで答弁を終わります。

○議長（永田義昭君） 学校教育課長。

○学校教育課長（稲田和也君） 学校教育課より、(イ)の子どもの心と体を鍛える教育環境の充実についての成果をお答えします。

まず、①の子どもの心と体を鍛える特色ある学校教育の充実では、目指す子ども像「ふるさとの大地に輝く氷川っ子」として、氷川町の教育ビジョンを策定し、学校、家庭、地域社会が一体となって地域とともにある学校づくりを推進しています。また、毎年教職員、保護者、行政、町民で参加する「次世代育成フォーラム in 氷川町」を開催し、関係者が連携し子育てを考える機会となっております。

基礎学力向上のための教育プログラムでは、小学校では加配教諭による算数の少人数指導と国語のT・T指導、中学校でも数学、英語の少人数指導を行うことできめ細やかな授業を実践しています。その結果、全国学力・学習調査では、県や全国平均を上回る良い成績が出ております。また、平成27年度に県費負担教職員の指導主事を教育委員会に配置していただければ、教職員の授業力、学級経営向上等の指導助言を行い、学校教育の充実を図ってまいりたいと思っております。

心の教育、相談機能の充実では、中学校2校に教育相談員1名ずつ配置し、児童生徒、保護者、教職員の不登校、いじめ、悩み等の相談に応じております。不登校の児童生徒が登校できるようになったり、保健室登校の児童生徒の学習支援を行うなど、効果をあげております。また、特別支援教育支援員を小中学校に計10名配置して、さまざまな障がいのある児童生徒に対し、学校生活の介助や学習支援等を行うなど、特別支援教育の充実につながっております。

次に、②学校教育に関わる地域の参加促進。小学校で田植え体験など農業の大切

さを学び、中学校の職場体験学習では地域社会に出向き、体験学習を通して働く楽しさ、厳しさ、職業に対する興味や関心を高め、キャリア教育の充実につながっております。また、総合学習の時間では、地域の各分野の専門の方々を講師として招くなど、地域との連携が図られております。

全国でも早く取り組んでいるコミュニティ・スクールでは、学校運営協議会を設置し、民生児童委員、老人クラブ等の地域住民代表者や保護者等で委員を構成し、学校運営に意見を反映させる地域とともにある学校づくりを行っております。また、今後も推進してまいります。今年度はコミュニティ・スクールの連携協議会に加え、中学校校区拡大運営協議会を新たに立ち上げました。このことにより、更に小中学校が連携した学校づくりができたところです。

最後に、③ですが、地域に密着した教育施設の充実と各種教育機関の間での交流・連携ですが、平成21年度から進めてまいりました学校施設の校舎等の耐震補強・大規模改修工事は、今年度の竜北中学校校舎と竜北西部小学校低学年棟の工事で完了しました。来年度は竜北中学校の武道館・卓球場兼集会場、氷川中学校の体育館、柔剣道場のそれぞれの吊り天井の改修工事と氷川中学校は老朽化したプールの改築を予定しております。今後も安心できる学校施設、地域の避難所としての充実に取り組んでいきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永田義昭君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（沖村眞一君） それでは、生涯学習課所管事業につきまして、ご答弁させていただきます。

まず、（ア）についてでございます。PTA活動支援事業といたしまして、小中学校の学級懇談会、就学児健康診断などの場で子育てのポイントを身近な話題から楽しく学んでもらうためのプログラムを実施し、家庭教育力向上がなされております。

（イ）でございます。宿泊通学体験事業、町内の小学6年生を対象とし、小学校ごとに2泊3日で立神峽里地公園に宿泊し、食事、風呂、身の回りの世話などを自分たちで行い学校に通学するもので、8月から9月にかけて実施し、子どもの自主性や自立性、協調性を培う機会になっております。

学校支援地域本部事業でございます。3名の地域教育コーディネーターを配し、読み聞かせ、学習支援、花壇づくり、持久走や通学の際の見守りなど、老人会や婦人会などの地域のボランティアにご協力をいただき学校支援がなされ、地域とともにある学校づくりに大きな役割を果たしております。

（ウ）でございます。子ども会関係では、子どもたちに自主性を尊重した事業を計画させ、会の活性化を行うため子どもリーダー会議を開催し、桜っ子クラブの行

事を決定するなど、子どもたちによる自主的な取り組みを進めております。また、ジュニアリーダーの知識や経験を広げ、後輩の相談相手、将来の地域リーダーとなる人材の育成を行っており、平成26年度におけるジュニアリーダー会員数は22名となっております。ジュニアリーダーの会員増加、研修会等への参加増加等により、親に頼らない子ども会の運営が次第にできているものと思っております。

ふれ愛スタディ研修交流事業でございます。氷川町、大空町の中学2年生を対象にした4泊5日の研修事業を実施しました。人材交流、体験学習、また北海道の自然や歴史を体感し、八代地方と異なった文化等を学ぶ貴重な体験をすることができております。

生涯学習講座でございます。高齢者の社会性や生きがい、知識と創造力の向上のために実施しているふれあい大学ほか、パソコン講座、切り絵講座、絵便り講座、歴史学講座などを開催いたしました。これらも随時、精査見直しを行いながら、時代に即しニーズに合ったメニュー作りに努め、各種団体等の自主性を促し支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 町長でも教育長でも構いませんので、今の各課長からの説明がありましたけれども、大体この「火燃えるまちの未来」、この基本計画を読んでいただいた。たぶん、今聞いていただいた町民の皆さん、課長さんの皆さんも再度この教育の未来を見直したんじゃないかなと思いますが、この10年間の総括としてこういうことをやりましたよと課長さんたち言われましたので、その総括を一言聞きたいと思いますが、お願いします。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） まずは、小さな合併の効果ということで、第6弾目のご質問をいただいております。質問いただきますことに、まずはお礼を申し上げたいというふうに思いますし、今日も各課長にそれぞれ発言をさせていただきました。発言をさせていただいた、その機会をいただいたことに、まずお礼を申し上げたいと思います。やはり私たちの仕事は、相手に伝える能力が問われる仕事でございます、プレゼンテーションを養っていかなくちゃなりません。そういった意味では、この議場の場で、そういった機会を与えていただいたということは、大変すばらしいことかなと思っております。

あわせて、総括ということでございます。10年間を総括するのはなかなか一口では難しゅうございますけれども、今まで各課長がそれぞれの取り組みにつきましては申し述べたとおりでございますし、国が定める基準、あるいは県が定める基

準をきちんとクリアした事業が我が町でも行われていると。そのうえで、私どもの町独自の取り組みもそれぞれの時々で、それぞれの分野で行ってきております。自分自身としましては、及第点を与えられる取り組みであったと感じております。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 町長のほうが及第点を与えておられますので、総合振興計画に計上されていて、ちょっと確認したい事項、総括的にはわかりましたので、確認したい事項をお伺いします。病後児保育事業を後期でやるんだということが総振のほうに謳われています。その病後児保育事業について、どういうふうに今計画がなされているのか、既にやっておられるのか。予算上ではあまりこの部分が見えてこないんですが、ここの進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） 最初の答弁の中で、早口で申し訳ございませんでしたが、一番最後のほうに病後児保育事業につきましては、八代市との連携による取り組みができないか検討しているところですのでとお答えしたところでございますが、実際にこれにつきましては、後ほど江寄議員が質問された部分の中にちょっとは触れてくる部分があるかと思いますが、これから定住自立圏形成の中でも項目として何か検討されるということでありまして、本課におきましては、前もお話したかと思いますが、先進地事例研修という形で菊池方面のほうの事例を研修してきておりますので、それを基にした形で検討を行っていききたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） （ア）の項目については、それ一つにしておきましょう、時間がないので。（イ）の項目の中で、先ほど学校教育課長のほうから説明を受けました加配教諭ですね。加配教諭で、充実した教育が行われているんだと。国・県の平均を上回ったんだと。立派な学力をうちの子どもたちは持ってますよという話に私は取ったんですけども、その項目はどのような項目かといいますと、この加配教諭によって、小中が連携する。だから、中学校の加配教諭の方が小学校で英語を教える、算数じゃなくて数学を6年生に教えるというような、そういう小中の連携のための加配教諭によるという、そういうこの総振では書かれているわけですけども、その小中連携部分、これは私がこの議員になって6年間、小中高一貫教育をずっとお願いをしてきましたというかお話をしてきたというか、教育長も本町に高校は不要だという表現をされましたので、じゃあ少なくとも小中の一貫教育、連携というものをこの加配教諭によってどうされているのか。現状ですね。もしやられ



ていないんだったら、今後どうしたいと考えているのか、どうしますと言われるのか、そこのところをお願いします。

○議長（永田義昭君） 教育長。

○教育長（太田篤洋君） まずは、加配教諭のことですが、これは県費負担教職員を定数外に氷川町の小中学校にぜひ学力向上を掲げて頑張りたいということで毎年度お願いをしているわけであります。そういう中で、現実問題として、中学校に加配をしたならば、やはり中学校の数学、英語等での活用といいますか、小学校では算数、国語、少人数、T・Tというような活用の仕方が今は現状であります。そういう中で、今後特例的な取り組みがなければ小学校と中学校の交換をして授業を進めていくというのはなかなか法令上のしほりもありまして難しいところではありますが、ぜひそういうところも今後検討していかなければならないのかなど。小中連携と含めて考えていったときに、そういう発展ということも大事なところだと思います。

それから、2点目は小中一貫連携ということのご質問であったと受け止めてよろしいですか、はい。小中連携は、小中一貫教育の前提として、小学校と中学校の義務制の6年3年をつなぐ9カ年の教育の手法であると思っております。それなぜ大事かという、小学校6年間から中学校3年間に上がっていくときに、やはり中1ギャップというのがありまして、どうしても小学校から中学校に行くときに教科の不安があるとか、あるいは学習についていけないのではないかとか、あるいは不登校気味の子どもがスムーズに入れるようにとか、あるいは部活動の問題もやっぱり心配される親御さんもあります。そういうのを緩やかに接続をしていくという意味で、本当に小中連携というのは大切であると思っております。難しい問題もあるんですけども、学校行事をつないでいくとか一緒にやるとか、小学校から、中学校から、中学校の教員を小学校に派遣するとか、いろんな形は考えられると思っておりますけれども、そういう連携もコミュニティ・スクール等で中心にしながらも進めていかなければならないと思っております。充実させていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 小中一貫教育の加配教諭のところ、総振では謳ってある。しかし、教育長はできませんよと。それは県職として中学校に配属したものはできませんよということですので、例えば町の、まあ氷川中におられた方が町職員として来られた場合に、その小中一貫教育のはしりとして、少し見ていただくとかということも検討の課題としてはいいんじゃないかならうかと。実は、町長、これ地方消滅ず

いぶんうたわれてて、この増田元総務大臣が書かれてる本がありますが、その中に、こういうことが書かれてるんです。今回の町長が出されておりますすこやか赤ちゃん出産祝金とも兼ね合ってきますけども、先ほど町民課長から3児以降の2歳までは無料ですよ、保育料は無料ですよという答弁がありましたかね。違いましたかね。第3児の2歳までは無料、保育料無料ですよという答弁がありましたよね。そのことが、ここに子育ての支援というのが書いてありまして、0歳児保育について非常に今の状況では難しい、保育課程が難しいので何とかそれをバックアップできないか、地方ではそういうことを今やっているんだ。また、第3子以降を持つか持たないかについては、子育て、教育に要する費用が大きな影響を与えている。このため、保育や児童教育サービスについて原則として第2子は負担半額、第3子以降は無償とするような経済的支援策を地方が講じることが重要であると書いてあります。だから今、第3児以降、2歳児まで無料という、保育料を例えば2人目は半額にする、そういうところにお金を使えば、私は今回すこやか赤ちゃん出産祝金1,000万円を子どもを産んだ方にお配りすると言われるんですけども、そういうものが総合振興計画の中にちゃんと謳われてる保育の基準の中にですね。現在は3人目からは2歳まで保育料無料ですと、それをバックアップしてる。私はこれは非常に良いことなので、その枠を広げていくというものにお金を使えば子どもを産みやすい環境になってくるんじゃないかなと思います。これは教育の未来とすごくこのすこやか赤ちゃん出産祝金はかかわってきていると思います。これについてはまたあとで質問しますので、あと残り24分ですので、次の項目に移っていただいてよろしいでしょうか、議長。

○議長（永田義昭君） 次に、質問事項2、平成27年度の施政方針についての（ア）から（イ）までの答弁を求めます。町長。

○町長（藤本一臣君） 質問事項の2点目の平成27年度の施政方針につきましての（ア）につきまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

氷川町が誕生いたしまして10年目を迎えております。私が町政を担うこととなりまして6年目ということでございます。毎年施政方針の中で、その年度のスローガンという形でお示しをし、私自身、あるいは職員、また議員の皆様方、町民の皆様方に私のその町政に対する姿勢、考え方というものをお示しをし、共有をしていただくという意味で、その一番最たる表現の中でのスローガンをいつも作らせていただいているということでございます。そのことに関するご質問でございます。

その真意は何かということでございますが、私も含めて皆さん方もでございますが、任期は4年でございます。それぞれ1期1期で、私どもは結果というものをを出していかなくってはなりません。成果というものをを出していかなきゃなりません。そ

ういった意味で、小さい意味でいいますと、この4年間、私の2期目の大きなくくり、目標といたしましては、氷川町の未来を拓くためのその礎をぜひ築いていきたいという思いがございまして、この2期目の大きな目標とさせていただいております。そのうえで、昨年は出発の年という位置付けをさせていただきました。この4年間、やらねばならないこと、あるいはこれから先やらねばならないこと等々も含めまして、いろんな課題の道筋を立てさせていただきました。そのことにつきまして、まさに4年のスパンでいいますと、今年がいわゆる実行の年であるという意味での実行でございます。

長い、もっと長期のスパンで申し上げますと、先ほどいいましたふるさとの未来を拓く礎を築くということでございまして、単なる4年間の礎じゃなくて、向こう10年、20年、この氷川町が氷川町として存続をしていくために必要な礎を踏襲していかなければならない。それは、いろんな事業がございすけれども、これまでプランを練ってきた、ある程度の研究協議をして方向が決まったもの、大きな事業が幾つかございすけれども、そういったものをきちんと今年度からスタートをさせていく、実行していくという意味での実行という言葉を使わせていただきました。

それともう一つ、まさに10年目という大きな節目を迎えております。議員も昨年から先ほどもありました小さな合併の検証という形で、毎回ご質問いただいております。まさにありがたく思っております。それぞれの取り組みにつきましての検証をさせていただいておりますが、やはり町全体として、この10年間の歩みを、やっぱり総括する時期にあると思っております。今年はその1年に、平成27年度はしていきたいという意味で、いわゆるこの10年間を振り返りまして、しっかりやるべきことがなされてきたのか、まだ足りないところがあるんじゃないか、あるいは変えなければいけないところもあるんじゃないか、当然、総合振興計画に基づいて行政を行っておりますので、その中でやはり改めるところは改める、また新たに取り組むところは取り組んでいく、そういった総括をする年であると、そういった総括を実行したいという思いでございます。そういった意味で、実行の年というネーミングを付けさせていただいたとご理解をいただきたいと思っております。

この10年間をしっかりと振り返り、現実を踏まえ、そして将来に向かったさらなる前進を、展望を求めてこの1年間、平成27年度もしっかり頑張っていきたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） 続きまして、（イ）でございますけれども、その中のすこやか赤ちゃん出産祝金について、所管でございます本課が行います平成27年4月1日の新生児から適用する当事業は、今回の3月定例議会に条例の制定をお願い

いすべく、議案として提出させていただいております。

次代を担う子の誕生を祝福し、すこやかな成長を願うとともに、子育てを支援し、少子高齢化社会に対応する活力ある社会を築き、あわせて住民生活の安定を図ることを目的とした事業でございます。支給要件を付しておりますが、出生した子の順位により、第1子から第3子までは1子ごとに10万円を、第4子には30万円、第5子以降は1子ごとに50万円を支給するものとし、施行規則で運用することとしております。現時点では、その施行規則の詳細な内容を検討しているところでございますが、ご家族にとっても待ち望まれた赤ちゃんの出生であると同時に町の宝でありますので、町も一緒になって祝福できればという考えでおります。

以上でございます。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは、企画財政課より、定住自立圏形成、まち・ひと・しごと地方創生本部会議、それから人口ビジョン対策につきまして述べさせていただきます。

まず、定住自立圏形成につきまして回答いたしますが、これにつきましては、本会議の中でも追加提案のときにご説明申し上げましたが、再度ご説明させていただきたいと思っております。国の施策であります、人口5万人以上などの条件を満たす中心市、八代市と周辺町村、氷川町でございますが、八代地域を圏域として一対一で生活機能の強化、結び付きネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の三つの観点で連携し、取り組みを協力して行う事業に対し財政措置を行われるものでございます。内容といたしましては、八代圏域における人口減少、少子高齢化への対策等、単独で解決できない問題等を相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取り組みを行うものでございます。先ほど申し上げましたが、定住自立圏構想の三つの観点を基本といたしまして、具体的な取り組みを定住自立圏共生ビジョンの中で策定することが必須の条件となっております。このビジョンを策定にするに当たりましては、それぞれの所管部署等で取り組み内容を練り上げまして、具体的な内容を両市町の合意形成により協議・検討を行い、共生ビジョン策定に係る意思決定を図る機関や分野会議の調整、まとめを担当する機関、ビジョン策定詳細取り組みの内容を各分野の有識者10名から15名程度でつくる委員を選定いたしまして、意見交換をいたしまして、提言を行う仮称ですが懇談会を開催し、ビジョンを策定していきたいと思っております。そのビジョンに基づき連携・協力して事業を取り組んでまいります。

現時点での具体的な取り組みとしては、検討しているものが幾つか考えられます

が、1、生活機能の強化に係る分野では、病児・病後児保育、先ほど申されましたが、係る事業を氷川町ではまだ行っていませんので、八代市と連携し、受け入れられる施設等の確保、拡充を行いたいと考えています。

続きまして、まち・ひと・しごと創生本部会議、人口ビジョン策定につきましてもございますが、これにつきましては、国がまち・ひと・しごと創生本部で基本方針を決定され、平成26年11月28日に創生法を施行されました。それに基づきまして、地方公共団体の責務ということで、その基本理念に則りまして、国と適切な役割分担の下、地方公共団体の地域の実情に応じた自主的な施策を策定し、実施する責務を有する。市町村は、国・県が定めるまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、当該市町村の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策について基本的な計画を定めるように努めなければならないということが規定されております。

そこで、当町では平成27年1月5日にまち・ひと・しごと創生本部会議を設置いたしました。それから、今後の総合戦略に係る事業等を各課から提言していただきまして、意見交換を行ったところです。その後、1月23日にまち・ひと・しごと創生本部会議を開催いたしまして、地域住民生活等緊急支援のための交付金に関する県での説明会資料を基に説明を行うとともに、当町で取り組める事業の検討をいたしまして、事業の選択を行い、この本部会議の結果に基づき県へ概要等協議をし、県より国へ事前協議を行っていただき、今回、交付金事業を平成26年度の3月に補正予算として計上させていただいております。本町の創生本部会議においては、今後総合戦略の策定をする際には、まち・ひと・しごと創生の政策5原則に基づきまして、つくってまいりたいと考えているところでございます。

また、総合戦略を策定するためには、基礎資料といたしまして人口ビジョンの策定も必須となっております。中長期的に人口将来展望といたしまして、ビジョンの期間を2060年を基本としてあります。地域の実情に応じましては、期間を2040年等の設定ができますとなっております。総合戦略の中では、5年間の計画で人口ビジョンの途中年次の結果を記載することとなっております。人口ビジョンの策定は人口動向分析、総人口や年齢区分人口、出生数、死亡数、転入、転出数等の状況分析、それと氷川町の規模（面積、職業別の人口）に合った人口も含めた人口動向、階級将来人口の推計と分析、出生率や移動率を仮定した総人口の推移などを分析するなり、住民へ結婚、出産に関する意識や希望、移住の現状や希望、大学卒業後の地元就職の現状や希望等の調査分析により検討していく必要があると考えております。

総合戦略の策定に当たりましては、住民代表で産業界、行政機関、大学、金融機

関、労働団体（産官学勤労）で構成する推進組織等を設置し審議するなど、広く意見が反映されるようにすることとなっております。また、議会と執行部が車の両輪となりまして推進し、総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが国の基本的な考え方でございます。

このような基本的な考え方によりまして、平成27年度内に具体的な取り組み内容を関係課と連携し総合戦略を策定するように進めてまいりますので、ご理解いただくとともにご協力とご指導、ご支援いただきますようお願いいたします。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 本当に詳しい説明ありがとうございました。よくわかりました。聞きたいところ結構あるんですけど、その聞きたいところとは全然違う説明だったもんだから、非常にあと9分しかなくて、どうやってしようかと思って悩んでいるところなんですけど、まず、すこやか赤ちゃん出産祝金ですね。これ、私反対です。なぜなら、この中身見らせていただきますと条例として非常にまずい条例。いろいろなこの条件が関わってきたときに、この場合には払うか払わないかというような、そういう事例がたくさん出てきそうな気がします。受給後も引き続き1年以内いなさいと言って、じゃあ誰がいればいいんですか。子どもがいればいいんですか、両親がいなければいけないんですかというようなところが一切わからない。子どもがいなくてもお母さんだけいればいいんですかということもわからない。これについては、やはりもっと法務委員会、専門家、県、こういうところとやはりすり合わせをして勉強をして、先ほど課長は規則で定めます。規則で定めるときに、この支給条例の上位になるような規則は定められないんですよ。だから、私はこの条例はもっと基本的にやらなければいけないと思いますよ。墓地公苑条例もそうだった。墓地公苑条例の言葉遣いについても、これは条例で使わないような言葉を使ってる。こういうものも総務課長は後日、次の議会で訂正します。墓地公苑条例、今回出さなくてもいいじゃないですか。この条例だって、私は赤ちゃんが生まれたときにすぐ町長が行って「はい、10万円」ってやるような、そういう配るような施策は必要ないと思います。先ほど言ったように、この町村消滅で書いてあるように、子どもが保育に出せればお母さんたちは仕事ができる。お父さんたちが仕事ができる、そういうふうな、私はまちにすべきだと思います。お金を配ればいいのかという問題じゃない。この子どもを育てていけるか、育てていける環境をつくるのが町長がやらなければいけない施策ですよ。「いや、誕生おめでとう。はい、10万円やります。」そういう施策を町民の方は望んでいないと思います。それこそ10万円もらって1年間いなさい。1年間おられずに転勤で出て行った。そういうときには1

0万円を取り戻しに職員が行かなければいけないんです。ただ、町長がその分返還を命ずることができるって書いてあるから、もう転勤で出て行ったなら、町長がそんなら返還せんでよかですよって決めてしまえば、それは返還しなくても済む。それがこの条例です。やっぱりこういう条例はいけません。1年間いなければいけないならば、ここで生まれて1年後に1歳のお誕生日おめでとうございまして、もし配るとするならば、そういうやり方を、取り戻さなくてもいいような条例にしなければいけないと思います。

で、このまち・ひと・しごと、あと5分ですので、まち・ひと・しごと創生本部会議の設置要綱を見ました、読みました。基本的には企画課長、これは人口問題に関してをベースとしていることですよ。だから先ほどの人口ビジョン策定もこれとセットになっていますよという話です。この地方消滅の増田元大臣が書かれてる、先ほど課長が言った2040年には氷川町は何人になると書いてあるか知っておられますか。実は、このままでいけば2010年1万2,715人ですけども、2040年には8,000人になります。30年後は8,000人になります。若年女性は1,195人、現在います。それが579人になって、半分はもう人口が、若年女性の人口がいなくなりますと、氷川町はそうなりますよここに明記されてるんですよ。まち・ひと・しごと戦略で、じゃあどういふうにこの人口ビジョンを立てていくのかといったときに、この増田さん言っております。地域が生きる3つのモデルというのが書いてあります。こういう地方をつくらないと人口は8,000人、氷川町は8,000人に減りますよと書いてあります。そのやり方が6つのモデルとして、頑張っている町村を例に挙げて、ここにずっと詳しく書いてあります。これをぜひ読んでいただいて、この氷川町はどういう形の人口モデルをつくっていくのか、人口ビジョンをつくっていくのかというところをぜひ私はやっていただきたい。ここには石川県の河北町、秋田県の大潟村、たくさん成功している事例が書いてあります。課長、ぜひこういう町、村に行って、どういふうなこの人口増対策をやっているか。少なくとも人口維持対策ですね。そういういふうなことを勉強していただきたいなど。

そこで、町長、ここで我が氷川町について、その人口ビジョンをつくるに当たって、どういふうなこの氷川町の方向性を、人口対策に対する方向性をもってやるか。まち・ひと・しごとでくれる補助金だけを対象に創生本部をつくるということじゃなくて、先ほども定住自立圏形成、先ほど企画課長の説明を受けていると、補助金が八代市に7,500万円、氷川町に2,500万円来るから、これやりますよとしか聞こえない。本当は八代市と氷川町は一体だから、補助金がなくてもこのような連携を自立圏形成をやるべきだろうなと思いますが、このまち・ひと・しごと

において、本町の農業は主幹産業だっということだけじゃなくて、今後これから先、先ほど町長が言われた10年間を振り返った後、ふるさとの未来を拓く実行の年として、この後どういうふうに関口ビジョンを考えていかれるか。時間過ぎましたので、すみませんが、短くいいです。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） ぜひ延長してあと1時間ぐらいしゃべりたいぐらいでございますが、まさに先ほどから議員おっしゃっておりますお金が来るから何かをやるということじゃございません。決してございません。これまでも人口減少のために旧町時代から、それぞれの時代から努力をしてきてますよ。それでも減ってきた現実がございます。これは致し方ございません。それはしっかり受け止めて、じゃあこれからどうやっていくんだという話をしっかりせなならんと思っております。まさに遅きに失するんですよ。国が今さら地方創生だと。今まで頑張ってきておりますよ。これからも頑張ってます。そういった視点で、しっかりとまち・ひと・しごとが目指すもの、まさに少子高齢化に歯止めをとめて、そしてその地域でいきいきと生活できるまちをつくっていくということでございますので、そういった視点で、しっかりと議論をしていきたいと思っております。

あわせて、先ほどのすこやか赤ちゃんの話が出ました。議員は反対ということでございますが、私はやはり結婚、出産、それから子育て、そういった一連の流れがあると思っております。そういったところをしっかりとその場面場面でご支援をしていくということが大切と思っております。まず結婚するにはしっかり結婚をみんなでお祝いしようじゃないか。そして、妊娠をしたなら健康な赤ちゃんが生まれるような、育むような保健指導をしようじゃないか。生まれたならば、出生したならばぜひ頑張って育ててねというお祝いをやる、そしてまた子育ての部分はしっかり医療費なり、あるいはその環境を整えるというところで応援をしていく、これはやはり全体的にずっとつながっていかならんと思っております。その部分での出産のお祝いでございます。まさに出生率を高めていかならんという大きな名代がございます。そういった中で、少しでもそういったお手伝いになればなという思いで今回条例を提出しておりますので、条例の中身のまさにプロでございますから、もう少し詳しくしっかり謳えよというところはしっかりとまた受け止めて、必要があれば見直しをさせていただきたいと思っておりますけど、まずはそういった姿勢を示させていただきたいという思いでございます。

また、今本を、前の総務大臣のご紹介ございました。まさに見方によってはそういった見方もある。しかし、違う見方も私はあると思っております。やはり私どもこの自治体の規模にあった、人口規模あるいはビジョンというものをしっかり



と立てていきたいと思ひますし、そのために何をしなければならぬのかというのがまたその先に見えてくるのかなと思ひております。そういったときには、どうぞ皆さま方からも大いにご提言、ご指導いただけたらなと思ひておりまして、いずれにしましてもお金を目的にやる事業ではないということをはっきり明言したいと思ひております。

○5番（江寄 悟君） 終わります。

○議長（永田義昭君） 以上で、江寄議員の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（永田義昭君） 本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。どうもお疲れでした。

-----○-----

散会 午後2時31分